

第百六十二回国
参議院
総務委員会
會議録
第九号

平成十七年三月二十九日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

広中和歌子君

補欠選任

水岡 俊一君

辞任

景山俊太郎君

補欠選任

北川イツセイ君

南野知恵子君

松村 祥史君

櫻井 充君

林 久美子君

出席者は左のとおり。

委員長

木村 仁君

理事

世耕 弘成君

森元 恒雄君

山崎 力君

伊藤 基隆君

山根 隆治君

委員

荒井 広幸君

景山俊太郎君

北川イツセイ君

椎名 一保君

二之湯 智君

長谷川憲正君

松村 祥史君

山内 俊夫君

吉村剛太郎君

今泉 昭君

櫻井 充君

高橋 千秋君

津田弥太郎君

参考人

国土交通省住宅
局長 山本繁太郎君
日本放送協会の
橋本 元一君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査(地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議の件)

○参考人の出席要求に関する件

○放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(木村仁君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十三日、広中和歌子君が委員を辞任され、その補欠として水岡俊一君が選任されました。

○委員長(木村仁君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に人事院事務総局給与局長山野岳義君、内閣府政策統括官柴田高博君、総務大臣官房総括審議官荒木慶司君、総務省自治行政局長大臣官房総括審議官須田和博君、財務省主計局長勝栄二郎君、文部科学大臣官房審議官樋口修資君、厚生労働大臣官房審議官高橋満君、国土交通大臣官房審議官梶原景博君、

交通大臣官房審議官梶原景博君及び国土交通省住宅局長山本繁太郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木村仁君) 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○委員長(木村仁君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○櫻井充君 おはようございます。民主党・新緑風会の櫻井でございます。

まず、本題に入る前に、旧日本労働研究機構における海外出張について質問させていただきたいと思ひます。

これは、あるテレビ番組の中で、こういう無駄遣いではないかと、この出張自体に本当に意味があったのかどうか分からないというような指摘がございました。まず、その内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

本来であれば、これは何かタイでセミナーを開くためにこの理事長が出張されているわけですが、なぜかタイに行く前にアメリカとイギリスに渡っているんですね。そのアメリカの一日目と二日目を見ると全く観光でして、しかもその観光に対して外務省の車まで使っていると。公私混同も甚だしいのではないかと。しかも、そのために、何人かの方と一緒にいられているわけですが、総額として約六百七十万円が計上されているというように、なにかをかんがみると、こういう無駄遣い自体一つ一つ減らしていかないと、いけないんじゃない

のかなと思いますが、まず厚生労働省の認識をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(高橋満君) 御指摘の旧日本労働研究機構におきます平成十二年二月のアメリカ、イギリス並びにタイの理事長等の出張にかかわる件のお尋ねでございます。

今委員御指摘のありました、アメリカ、イギリスを出張の日程に組んだということについてでございますが、当時、日本労働研究機構におきまして、平成十二年度から新たに対日投資促進というのを目的といたしましてセミナーをアメリカ及びヨーロッパにおきまして開催すると、実施をするということをやっておいたわけでございます。そうしたセミナーを円滑に実施していくためにも現地の経済団体等との協力を得る必要がございました。

そこで、このセミナーを現地の方と共催が可能で、また協力を得られるような現地の経済団体との間で十分その意思決定権者と協議を行って合意を得る、そういうことをやっていくためには、やはりトップ自ら派遣をしまして、そうした合意を得るような努力をしていくことが必要だという判断がなされたものであるというふうに理解をいたしております。私どもといたしまして、この判断自体は十分理解できるものでございます。そうしたトップ自ら参りましたことによりまして現地の経済団体との協力もスムーズに得ることができ、その後のセミナー等の開催につきましても成果が上がったというふうに理解をいたしております。

なお、この出張中におきまして、公務のほかに、その出張用務である公務に差し支えない範囲内でプライベートな行動を行うということ自体は問題はないのではないかと考えますが、その際に大使館の車を使用しておられることにつきまして、当初、便宜供与という形で在外公館に對しましての供与を依頼しておったわけでございますが、そうした中で大使館の車を使つたということについて私どもの立場でお答えをすべきものでは

ございませんが、いずれにしましても、全体として日程の組み方等についてはいろいろまた工夫する余地があったのかなとは思いますが、出張自体が問題であったとは考えておりません。

○櫻井充君 出張自体が問題でないというお話ですが、じゃ、このときに、イギリスの、イギリスに行かれた後に、これは報告書の中に、これジェトロの所長が何と言っているかというところ、マーケットリサーチをちゃんと言っているからやってくれ、と。要するに、こういう類似のセミナーが少なくないことをちゃんと認識しておくことが必要だと、参加者集めは難しいと、こういうことに対して、投資をしたいという人たちは独自で情報を集めているので、こういうことをやっても意味がないという、これ報告書に書かれているわけですよ。

もう一点申し上げると、この理事長というのはその団体のトップです。トップの人が行くときに、根回しも何もしないで、ただ単純にトップが行って、判を押すに行くなんて、そういうことはあり得ないと思うんですね。根回しも何も、何もやらないで、ただ単純に手ぶらで、こういうことをやりたんだけれども、だけれども、実際の報告書では、ここにちゃんと書かれているわけですよ、意味のないことだからやめた方がいいんだと。そういうふうなまで書かれていることからすると、この出張自体やっぱり意味がないことなんじゃないですか。

○政府参考人(高橋満君) 今委員御指摘の現地関係者との打合せの際に、ジェトロの関係者がセミナー開催上の課題等について御意見、御発言があったということとは事実でございます。しかし、全く事前に何も準備をせずに参ったということではございませんで、当然、現地で協力してもらうことが期待できる経済団体等、イギリスの場合は二団体でございますが、事前にそれぞれの団体との間で調整を十分行つた上で一定の協力を得られるのではないかと、こういうことを踏まえて、イギリスにも理事長を始めこの関係者が出張をした

ということでございます。

○櫻井充君 全然答弁になっていないですよ。要するに、普通は、企業のトップの人が行つたときにこんな報告書が上がってきたら、社長、社長はこんなに赤恥をかかされて怒るはずですよ、普通は。そうじゃなくて、ただ単純に物見遊山の観光旅行に行っているから、だから別に最初から目的はそこにあるので、全然違うんだと思うんですね。

こういうその無駄な出張のために税金が使われているということが私は問題だと思いますが、改めてお伺いしますが、厚生労働省としてどう認識されていきますか。

○政府参考人(高橋満君) 今るる申し上げたところでございますが、私どもとしては、トップ自ら参ることによってアメリカ並びにイギリスの当該経済団体との間でセミナー開催についての協力を取り付けることができ、また結果として、その後、十二年度以降のセミナーの開催もそれぞれの経済団体の共催あるいは協力を得ることによつてスムーズに開催できたのではないかと、そういう意味では成果が上がつたものと認識をいたしております。

また、旅費等につきまして、経費につきましても、当時の規定に基づきまして適正に支給をされておるといふふうにも理解をいたしております。

○櫻井充君 それじゃ、このセミナーを聞いた人たちの中でどのぐらいの人が日本に投資してくれているんですか。

○政府参考人(高橋満君) 参加者等につきまして、その後、対日投資を実施したかどうかということについては把握はいたしておりません。

○櫻井充君 どうしてそれでその評価ができるんですか。セミナーさえ開催すればそれでいいんですか。結果が伴っていない、結果すら分かっていない、それで効果があつたと、なぜそういうふうな判断ができるんでしょうか。その根拠を示してください。

もう一度申し上げますが、このセミナーを開催

して有意義であつたという根拠を示してください。

○政府参考人(高橋満君) まあそれぞれの現地の企業が日本に限らず外国等に投資をする際、どういう、決断までの過程の中でどういうことが直接の契機になるかと、なかなかそこは具体的にお答えするのは大変難しいかと思ひます。こういうセミナーを通じて、日本の労働事情というものがアメリカなりイギリスなりと異なる、そういうことの理解というものは大変促進できたのではないかと、いふふうにも思っております。

それが直接具体的な対日投資に結び付いたということについては私どもも、今申し上げましたとおり、把握はいたしておりませんが、全体としての現地企業に對します対日理解、特に労働事情の、労働事情というものについて理解が進んだのではないかと、いふふうな私どもは受け止めております。

○櫻井充君 これは理解をしてもらうために行つたんじゃないですね。このところの目的はちゃんと対日投資を進めるためということだったはずですよ。その目的を、その目的にちゃんとかなっているのかどうか、最終的な調査もしないというのはこれはおかしい話じゃないですか。これは職務怠慢としか言ひようがないと思ひますけれどもね。いかがですか。

○政府参考人(高橋満君) まあ直接そのセミナーによつて対日投資が具体的にどれだけ進んだかというのを十分にフォローアップしていないという部分は確かに十分でなかった、対応としては十分でなかった面はあるかと思ひますが、まあしかし特定化するということは大変難しいのではないかと、いふふうにも認識をいたしております。

○櫻井充君 物事は、やつたらその結果がちゃんと、良かったかどうかというのを振り返つてやるのが当たり前なんです。そういうことをやらないうで、また毎回毎回失敗でしょう、こんなものは。そういうことを繰り返しているから何も変わらないんじゃないですか。

私が不思議なのは、部屋に來られた方は、部屋に來られた方は問題があつたというふうには私にちゃんと云つておられますよ。そして、これからこういう点は改善しなきゃいけないんだということを部屋ではちゃんと云われていましたよ。しかし、委員会になると全然違ふんですね。だれの言葉を信じたらいいんですか。問題があつたからこゝはこういう点は反省してこういうふうに変更しますと、そういうふうにおつしやつていましたよ。しかし、委員会の場になつてくると全然答弁が違ふんですね。どうですか。本当に今までのやり方で良かったと思つてゐるんですか。

○政府参考人(高橋満君) こういう対日投資セミナーという目的を持った事業というものについて、平成十二年度当時としてはそれなりの理解が、意味があつたというふうには思つております。

ただ、いろんな機関が当然同種のセミナーをやつておるということは当然私も認識をいたしておつたわけでございます。そうしたもうもの事情等を考慮いたしまして、平成十五年十月のこの日本労働研究機構が独立行政法人化される際に、やはり国際交流事業全般を見直すという中で、十五年十月以降、新しい独立行政法人においてはこのセミナーを始めとした国際交流事業は以降は実施をしないということで現在まで来ておるところでございます。私もいろいろな事情の変化の中で施策の見直しということは努めてきておるところでございます。

○櫻井充君 最初からそうおつしやればいいじゃないですか。自分たちがやつてきて、結果的に意味がなかつた。だって、それはそうですよね。政策評価をしてみたところ、残念ながら意味がなかつたからこれは今はやめましたというふうにおつしやればいいじゃないですか。

だって、これ航空運賃だつて随分ひどかつたですよ。この当時は一般の職員の人たちもビジネススクラスでしょう。今はエコノミーに変えましたよね。これは当たり前のことだと思ふんですね。

このときの、このときの運賃の体系とかそれから日当を見ると、何でもここに海外出張するたびにこれだけの額の日当が支給されなきゃいけないのか、私にはちよつと理解できないんですね。今この国というのは、この我が国はですよ、財政的に極めて厳しい状況にある中で、なぜこの天下り法人がですよ、天下り法人がこれだけ優遇されなきゃいけないのか、私には理解できないですけれどもね。

今の、今のこの例えば出張なら出張の日当の体系ですね。宿泊料とか、それから宿泊料なんかに関しても渡し切りですよ。渡し切りで、その人が幾らのホテルに泊まろうが何しようが何も関係ありませんよね。例えば、理事長はいまだに、少し下がつて一応三万二千二百円のホテル代だ。これはそのまま丸投げして、あとは幾ら使おうが全く知つたことじゃないというふうな会計、まだ皆さんの会計が続けていますね。昼食などは、その人たちが取つた分に關していうと、ちゃんと領収書を持つてこいという話になつてくるけれども、こういう点だつて、本来であればもう少し改正すべきところはあるんじゃないのかと、そう思いますけれども、いかがでしょう。

○政府参考人(高橋満君) 航空運賃にいたしましても、あるいは日当、日当は別といたしまして、宿泊料等については言わば上限というふうな理解だということに私は私も思つております。そういう意味では、実際に掛かつた費用等を領収書で十分チェックした上で精算をしていくということが必要かというふうには思つております。

○櫻井充君 まあ改めて考えていただきたいのは、この国の財政は極めて逼迫している状況にあつて、そして、だからこそ定率減税を廃止する方向になつていって、国民の皆さんに負担を求めらるんではあるとすれば、もう少し、もう少し身内の中で出費を防げるものはその、そういったものか、個人的にはそう思います。是非、改めてこの事業が本当に必要な事業なのかどうかを

すべて検討していただければ有り難い、と思ひます。

今日の、あと本題に入りたいと思ひますが、まず一つ大臣にお伺ひしたいのは、この交付税特別会計の赤字を今後どのような形で解消しようとお考えなのか、その方向性について教えていただけますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、櫻井先生御存じのように、地方財政がインバランスの状況では基本的には解消することはできない。逆に、それを埋めようと思えば片つ方の借金が増えるだけですから、そういった意味では地方財政というものの収支をバランスさせるというのが最大の問題でして、今、約合計で五十一兆だと思ひますが、そのうちで、十七年度末で、今でなくて、十七年度末で五十一兆に達する予算でいきますと見込みな分というところになるかと存じます。それに關して、基本的には地方の税収が増えるか、法定率が変わつて税収が増えるとか、景気が良くなつて法人税が入るとか、個人住民税が入る、また逆に、地方というもののいわゆるスリム化というものに進んで、地方財政のギャップが、法人税が入り、収入が入り、こつちのスリム化が進んで、ここがバランスして初めてこの種の対策が出せるということになるんだと思ひますので、基本的にはより一層の合理化と、景気対策等々、法人税など含めまして、いろんな意味での経費の削減等、税収入のアップというのがその一番の基本だと存じます。

○櫻井充君 その景気の対策にしても、もう何年も前から景気対策景気対策と、亡くなった小淵総理のころには、桜の花が咲くころには景気が良くなるというあの名ざりふを残されておりました。が、何回桜の花が咲いても地域の方は景気が一向に良くなつておりません。特に、我が宮城県などは相変わらず厳しい状況にございます。そうだとすると、一体どうやって、本当にですよ、政府として景気を回復させるためにどうしていくのかと

いうことの方向性を出してこなきゃいけないんだらうと思ひます。

まあ、これは議論するとかかなり長くなるので、私なりの見解をちよつとだけ述べさせていただきます。だければ、この国はどういう方向に向かうのかというこの方向性をきちんと出さない限り、残念ながら新しい産業は起こつてこないんだらうと思ひます。

私は医者だからかもしれませんが、今、病気の種類が変わつてきています。昔は、昔はという病気が、今も増えていますが、生活習慣病と言われる病気が、今、今花粉の時期で、花粉症の方随分いらつしやいますけれども、花粉症であるとか、そういったアレルギーの方が今三分の一いらつしやいます。三人に一人です。それから、いわゆる化学物質過敏症、シックハウス症候群、まあそういうふうな言つた方が理解しやすいかもしれません。そういった病気が物すごい勢いで増えてきています。これは、個人の努力ではどうやっても解決できないものなんです。つまりは大気汚染の問題を解決しなきゃいけないとか、住宅政策を、建材のことをきちんとしなきゃいけないとか、そういったことを考えてこない限り、なかなかこの病気が解決できません。そうしてくと、この国が本当に皆さんの体の安全であるとか安心であるとか、そういったことを考えてくれば、どういふものを生み出していかなければいけないかということ自体はつきりしてくるんだらうと思ひます。

例えば、シックハウス対策を私も党内でまとめさせていたしましたが、結果的に政府から建築基準法の改正という格好で出てきてどうなつたかという、新しい建材がどんどん生まれてくるだけではなくて、住宅の濃度を測つてこようという、そういう新しい産業も生まれてくるわけですよ。

ですから、この国がどういう方向に向かつていくのかという、その方向性を示すことの方が大事なことなんだと思ふんですね。これはある種規制

を掛けることだと思ふんです。つまり、住宅はこういう住宅でなければいけないというふうに決められるから、だからそれに合わせて産業界も付いてくるわけです。

例えば、介護保険なら介護保険でいうと、介護をできる人たちはこういう資格を持った人たちがじゃないと駄目ですよという制限をしたからこそ新しい職種が生まれてきます。規制緩和と規制緩和と言われているんですが、その規制緩和して本当に産業が生まれてくるのかというと、僕はちよつと違っていると思つていて、むしろこの国がどういう方向に向かうのかということを示すことによって大きく変わってくるんじゃないのかな、そう思います。

もう一点申し上げると、なぜデフレが続いているのかといえば、同業他社で価格競争を続けているからです。これは将来の不安もある、現在の不安もあるからお金は使えないというところもあります。とにかく安ければいい、だから生産拠点を中国に移そう、流通コストを削減しよう、いつまでたつてもこれでは物の値段は上がりません。むしろ、大事なことは新しい付加価値を付ける商品を開発することだと思います。

例えば、ミネラルウォーターなどは五百cc百五十円です。一リッター三百円もします。つまり、ガソリンの三倍の水が飛ぶように売れるんですね。水が安全でないこと、そして体にとって害であるということを皆さんがよく理解されているから、そういったものがどんどん売れていくんだらうと思います。

ですから、その新しい付加価値をどう構築していくのかということがこの国の課題であつて、もう一つ今の簡単に言う環境産業なのかもしれないが、韓国などももうシックハウスの問題が顕在化してきています。そうすると、日本が最初にくいつた建材なり、それから塗料とか接着剤を開発すれば、どんどん海外に輸出もすることができまうから、そういう意味において、新しい付加価値をどうつくっていくのかというこ

とが大事なことになるんだと思ふんです。

残念ながら小泉政権では、なぜか民営化民営化というふうにお題目はありますが、じゃ一体何をどういうふうにしたいのかが全く分かりません。

郵政事業にしてみても、民営化先にあるべきで、その後のお金がどう使われるのかとか、本来であれば、本来であれば特殊法人改革のためがスタートだったはずなんです。それがいつの間にか民営化だけがお題目のようになっていくけれども、民営化されて本当に我々の暮らしがどう変わるのかなんというのは全く分からないまま議論させられようとしています。そうではなくて、きちんとしたやはり方向性を出していただくことが私は大事なことではないのかなと、個人的なそれは思ひでございます。

そこで、現実問題の中で、今いかに支出を削減するのかというお話が、支出を削減するの、かというお話がございました。その点が減らしてみると、この市町村合併を進めていくというのは財政再建上かなり有効な手段だだろうとは思ひます。どの程度、どの程度この市町村合併によってこの地方交付税の特別会計の赤字が解消できると試算されているんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、三千、大臣に就任をいたしました一昨年の九月の二十日何とか二十何日かのときには三千八百一十一市町村というのがあつたんだと思ひますが、今大臣が署名した段階のもので、三月二十二日付け、一千二百二十五になつております。で、これが多分今月末には二千を切るところで行くかなと思つておりますが、まあ千九百台までには行くんじゃないかと思つております。したがって、約九百、約一千近くが減つたことになる。

千百ぐらい減つたことになるんですが、その結果何が起きてくるかと言われまうと、一番分かります例として言わしていただければ、人口五千人以下の町で一人頭の行政経費は約百三万円掛かることになつております。百三万円、一人当たりですよ。だから、おたくの近くとは言ひませんけ

ど、愛知県の富山村、二百九人だと思ひますが、二百九人でも郵便局はあります。消防もありまう。そして、もつと小さな行政は、多分東京都が一番小さいんだと思ひますが、東京都の青ヶ島という村が、これが二百三人、これが多分日本で一番小さな行政体ですが、これでも郵便局、消防等々あるんですが、そこらところは百三万円掛かるのに対して、町村合併をして合併が進んでいきますと、五千人から一万になりますと六十約三万円になります。それから、一万人から二万人になりますと四十四万円ぐらいになります。そして、二万から三万になりますと三十九万といつて初めてこれ三十万台になるんですが、あとは三十六、三十五、いろいろずつとだんだんだんだん下がつていくことになるんですが、大体一番下がつて三十、四十万から五十万ぐらいのところまで約三十四万円、これが一番、行政、一人当たりの行政経費としては一番安いと分析をされております。

そういう意味で、今度の中で、合併をされた後、当然のこととして、いろんな意味で、まあ簡単なことを言えば、首長さんの数は減りますし、収入役、助役の数は減りますし、議員の数も大幅に減ることになりますので、そういう意味でも人件費、また事務職員というのもの、いろんな形で、郵便局に委託するという形で、住民登録、戸籍謄本等々を委託することによってその分を削減できることにならうと思ひますけれども、町役場等々において各、まあ十なり十が集まつた分だけ合理化されることになりまうので、そういうところをどんどんどんどんやっていった結果どれくらいのものになるであらうかというところで、私どもとして、今これだけ下がりますとか、これだけ減りますということを申し上げる段階にまだありません。

きちんとしたこれ出さないかぬと思つておりますが、経常経費が減少するというのは当然だろと思ひますし、人員、人件費というものも削減されることにならうと思ひますんで、特別職の減少はもちろんですけれども、そういうものをトータルしてどれぐらいのものになつていくか、これはもう懸かつて、町村長が自分の自治体をどれだけ責任持つて経営する意欲と指導力を発揮するかというところに懸かつている部分も多からうと思ひますが、私も総務省としては、ほかの町村に比べておたくはこんなに低いんですよ、ほかのところは実はもつと上まうやうなところですよということを、比較対照を町長自らができるように意識付けるためには、これはホームページで公開するのが最も手取り早いと、私もはそう思つておりますんで、地方行政の、あれは本日だつてな、今日だつてな、今日、新しい地方行政の指針というものを全市町村長に通達を出しております。本日付けで出してありますので、あれ、役所に行つていただければ差し上げると思ひますが、それに基づいて、行政はこれまで減らすべきですという指針もきちんと書いてありますので、現実問題として、このところラスパイレス指数は、この指数を取り始めて初めて一〇〇を切つております。現実問題、いわゆる団体交渉をやつて特別に下げているというところは、千四十三団体は、いわゆる特別にまた更に減俸等々をやつて町長自ら減らしたいろいろしておりますし、県でもやつておるところもありますので、そういうところはこの一年間ぐらいの間にかなり意識としては変わつてきつてありますので、こういう自分分て自らの町、市を経営する、県を経営するといふ感覚をどれだけあつて醸成ができるかというところは、私も大いに、まああおるというか、押さ

にやいかぬところだと、押さえていかないと、ころだと思つております。

○櫻井充君 分かりました。

今の中でちよつと気になつたところは、郵便局にその行政サービスの一部を委託しますといううなお話がございました。民営化された場合に、そこに行政サービスの一部を委託することは可能なんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 誠に正しい御指摘、ごもつともな御指摘だと思つております。

民法で、特別送達という裁判所から送られてくるのは公務員をもって充てねばならぬと民法で書いてありますので、これは長谷川先生辺りの方が詳しいところなんだと思いますが、民法でそうなっておりますのにそれが民間人にできるかといつて、仮に裁判所がまさか私裁判官に配達しると言っているんじゃないでしょうかと云つてこの法律に問題があると指摘されたときに、我々は法律上戦えるかと、裁判所相手という面、点では、この問題が出た最初から話題になつておりまして、公務員の身分というものでなければならぬところというのがありますので、そういった意味では、配達、受付等々のところについては、いわゆる公証人、裁判所の公証人、検事とかそういう方々の公証人で充てるか、いわゆる公証人制度みたいなものを持ち込むか、若しくはみなし公務員にするか等々いろいろなことを今研究がなされております。

ただ、傍ら、いろいろな意味で、何というのかしら、公務員になるといわれる労働三権の話が出てまいりますので、民間になつておまえ労働三権がないのかという点は、これはまた別の問題として出てまいりますので、私どもとしてはこれ、郵政官署法という法律なんだそうだけれども、法律を改正して郵便局で従来どおりの住民サービスができるように、いわゆる全国会社というものはそれができるような法律を、その分だけに変えにやいかぬとか、いろいろなことをまだ検討がなされている最中と理解しておりますので、御指摘の点はごもっともだと存じます。

○櫻井充君 小泉総理は民営化の定義というのを御存じなのかなと思うことがあります。つまり、民間企業というのは市場原理の中で利益を出してこなければいけないと。そうすると、不採算部門を切り捨てたり様々な努力をしていくということになるわけであつて、これが民間企業ですね。ですから、その民間企業がユニバーサルサービスを実現しようというのは、これはどだい無理な話なんです。ですから、そのことから考えてみて、

民営化すること自体が、民営化というのか、そのこと自体をまず知らないで議論されているんじゃないのかなと、私にはそう思えてならない。

お金の使い方を変えたいのであれば、それは別に出口のところを変えれば簡単な話であつて、ですから今の総務省のホームページなどを見ても、元に戻すのですが、何かがあると市町村合併が進んでいつて行政サービスが落ちるんじゃないですかというそういう心配に対して、ホームページ上で郵便局にそういう心配を担わせますというふうに書いてあるんですね。だから、これは極めて不思議なこととして、本当に、もう一度繰り返ししておきますが、これは、官であればそのところにお願ひするのはこれは可能だと思ふんです。

民営化してしまつた場合に、じゃ、ほかの銀行ではやらせてもらえないのかとか、コンビニでは駄目なのかとか、そういう議論だつて当然のことながら出てくるんだらうと思ふんですね。コンビニだつてそういうサービスをされた方がお客さんが集まつてきますというふうな言われた場合に、同じ民間企業同士でどう調整を付けていくのかというのはすごく難しいことなんだらうと思ふんです。

ですから、そういうことを考えてみると、今みたいな議論はどうせ無駄ですから、もうやめてしまつた方がいんじゃないのかなと。まず公社になつて、しばらくして様子を見てから、それで何が駄目なのかを検討した方がいんじゃないのかなと思つています。まあ済みません、これは私の個人的な意見ですが……(発言する者あり)はい、ありがとうございます。何を言おうと、忘れてしまつた。

もう一点ですが、その支出のところ、確かに競争させてと、これはすばらしいと思ひます。ただ問題は、どの部分を、その支出を削減するのかというところになるんだらうと思ふんですね。毎回毎回申し上げていますが、医療費の付加給付など、要するに公務員の人たちだけが恵まれていて、ような部分が残つてしまつて、ほかの地域サービ

スの部分だけが削減されていくんじゃないだらうかと、そういう心配があります。

つまり、これは大阪市とかだけの問題ではなくて、多くの行政体で公務員の方々がまだまだ民間の人から見れば給与だけではなくて様々な点で優遇されている点があります。そういったことをどうやって洗い出してその支出を削減していくのかというののもう一つ課題になるんじゃないかと思ひますが、その点について何か考えがありましてら教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣 麻生太郎君 付加給付の点につきましては前回御答弁申し上げましたが、その他、今御指摘のように、昨年の一月に特別給付等々のいろいろなものがありやしないかというものが見えないところがありやせぬかと。ラスパイレス指数は一〇〇切るとも知つておりましたので、ほかのところにもあるんじゃないかという、それがラスパイレスだけ下げたおいて、実は特別手当、特別何とかだということをやつておやりやせぬかという話で、各省の方から出せと、各団体から出せという話をして、私どもが集めたのが四月だと思ひますが、それ全部整理が終わつて、整理をきちんとしたのが四月。それから、比較対照をずつと始めて、秋ごろになつて、これをどうするかというところになつて、いろいろ御意見がありましたけれども公表すると。これは正直言つて随分ありましたよ、いろいろな県からはもちろんのこと、市からも。

結果的に公表して、私はいろんな意味で、日本における民主主義というものの成熟というものを、やっぱり大阪府に限らずほかのところでも実は、大阪府ばかりが取り上げられますけれども、実はほかのところでも一杯あれに似たような話というのはありまして、それに伴つて、これはおかしいんじゃないかと。少なくともスリッパを替えるおばさんだけが、の給料が何でこんな高いんだと、助役の退職金とほぼ同じなんてふざけておりやせぬかと、まあ、例はもう何百というぐらい出ました。

僕はそういったような話というものは、私は基本的に、何となく長い間の前任者からの引き継ぎで習慣になつていいる部分というのは、この間、薬の話も共同購入の話はこの間しておられましたけれども、あの話を含めてほかにも一杯あるんだと思ふんですね。

そういった意味では、いろんな形で外に公開するというのは非常に大きな要素なんだと思ひますので、一々入つていつて査察しようとするというのはこれは地方分権の本旨と外れると思ひますので、やっぱり基本的には自分たちでどう考えるかといったときに、やっぱりほかの人たちから見られて、住民から、糾弾とは言いませんけれども、指摘をされているんな形で身を律していくところ、ところが大事なんだつて、やっぱりそこらところは地方を預かる首長さんの責任、自覚というものが最も要求されるところであらうと思ひますので、私どもとしては、自覚のないところに、おたくはこうじゃありませんかということは今後とも指摘し続けていきたい、いかなばならぬと思つております。

○櫻井充君 是非きちんとしていただければ有り難いと思ひます。

もう一つ、税金のことについてちよつとお伺ひしたいんですが、税金を何らかの形で増やしていかないと地方はやつていけないと思ひます。その意味で、例えば公営カジノなどを認めて、公営カジノなどを認めていくようなことを考えていつてはどうなのかなと、そう思つています。

というのは、カジノのツアーの、カジノがほかの韓国やアメリカにあるために、そこにわざわざ観光目的で行かれる方々も多い。そして、そこで、はつきり言えば、胴元が大体もうけますから、ですから、そのところで日本のお金を落とすてくる人たちが多いということを考えてみると、むしろ公営カジノなどを認めてしまつた方が地方の財政的にもいいのではないのかなと、そう思ひますが、ちよつとこれは所管ではないのは重々承知していますが、ある種の財政再建の目

的の中でこういったことについて、政治家としてとお伺いした方がいんだらうと思いますが、いかがでございましょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) まだ櫻井先生が生まれる前、私らアメリカで学生していたんですが、そのときにはネバダという州だけが公営カジノというのには認められておりました。私はカリフォルニアの南のスタンフォードという田舎にいたんですが、そこから、おやじから金を送ってくるときというのは、当時はドルは極めて難しい時代でしたので、もらったときだけはそれを持ってそこに行つて、あれは金を持たないと勝ちませんから、持ったときに行つて、学資は大体倍ぐらいにして大体自分でやってきた経験があるんですが、ネバダまで行かなきゃならなかったわけですが、あのときには、ネバダ州まで。ところが、今はもうほとんどの州でいわゆる特区になつていて、そこだけはいろんな、東部十三州、あのいわゆるアメリカのエシックス、倫理と言われる東部ですらこういったものが認められて、マサチューセツとかいようなところでやっておりますので、そこが現実問題として、今言われたようなことからいけば、ここが州の財政を著しく貢献していることは間違いないと存じます。

ただ、こういう面は、確かに観光資源にもなりますし、いろんな外国人をのむことにもなるんですが、財政への貢献もさることながら、やっぱり忙しい話一杯出てくるんですよ。これ以上説明するとちよつと議事録のこと具合悪いんで、これなかなか難しいんですよ。

だから、そういう意味では、これはやっぱり青少年対策とか、まあギャンブルというのは依存症みたいな人が確実に出てくる点もありますので、そこらのところを考えると、これほどうまくきちんとした整理をしないとなかなか難しいという面はありますので、そんなのはしませんが個人の問題なんじゃないのかと言われれば誠に申し訳ないのとおりなんだとは存じますけれども、これはなかなか簡単に、即行け行けどんという話

とは少し違うのではないかと。

これは随分いろいろ、検討をされているところがあると思います。ギャンブルの議論やら何やらいろいろ、東京都を始めいろいろされておられると理解をいたしておりますけれども、慎重な審議が必要であるということもまた確かだろうと存じます。

○櫻井充君 私は、これは個人的な見解ですが、ギャンブルは子供のうちからやらせた方がいいと思うんですね。なぜかという、負け方は分かりますから。ですから、大人になつてから全財産をつぎ込むようなばかことはしなくなるんですね。見てみると、遅く始めた者というのは大体大人になつて、何でもそうですけども、もうみんなとことんやります。とことんやつていつて残念ながら破綻している人たちが一杯いらつしやいます。ですから、ギャンブルはいかに損するのかと。私も学生時代、競馬をやつて痛い目に遭いましたから、今、かけ金も随分減りました。ですが、そういう経験をするからこそ、そういう経験をしているからこそ得られるものというのはあるんだらうと思います。

それからもう一つ、例えば場外馬券場とかができるという風紀が悪くなるかということをおっしゃる方々がいらつしやいます。むしろ逆でして、なぜならば、馬券を身近で買えない場合には、結果的には非合法的な場所から買つていらっしゃる方もたくさんいらつしやるわけですね。ところが、ちゃんと合法的な場所ができてくると、そういったものがどんどん減ってくるんですよ、逆にですね。ですから、むしろそういったものを公営できちんとしていった方が私は風紀上も余り問題にはならないんじゃないのかなと、そう思います。ですから、自分が、もし宮城県でということになればやはり積極的にやつていきたいと思います。ところが、現在の法律上では残念ながら公営カジノができない状況になつてはいるはずなんですが、その点について法務省から御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) いわゆるカジノに係る行為につきましては、刑法の賭博等の罪に該当し得るものであると考えられます。

もつとも、今御指摘のような競馬法上の競馬のように、形式的には刑法の賭博等の罪に該当するものであつても、競馬法等の特別法により規定されている場合には法令による行為として違法性が阻却されることになるとされておまして、いわゆるカジノに係る行為を認める法律が制定されればその違法性を阻却されると考えることはできると、こういうふうな思われます。

○櫻井充君 済みません、これちよつと通告していませんので申し訳ないですけれども、例えば特区なら特区という形で申請すると、これは法律上いような部分で穴を空けることになりまして、これは阻却という言葉になるんでしょうか。その特区などで申請すると可能なものなんですか、これは。

○政府参考人(大林宏君) 私ども特区の性質について詳細に把握しているわけではございせんが、今申し上げましたように、一般法である刑法においては賭博を禁止しております。他方、今申し上げたとおり、同じレベルの法律において一部それを、穴を空けるような法律ができるのであれば、これは競馬法と同じような解釈といえますか、そのような考え方ができるというふうな考えております。

○櫻井充君 これは、もう一度繰り返しになりますが、競馬法の場合にはこれはもう全国一律でできるよになつてはいるはずですが、問題は、例えば宮城県なら宮城県で、観光の目的で、その特区でカジノをつくりたいと。その特区の申請をした場合にはどうなるんでしょうか。これは所管省庁があと議論していただくことになるので、済みません、後で結構でございますので、教えていただければ有り難いと、そう思います。

それからもう一つ、その地方税のところですが、私は、常々おかしな思つてはいるのは、なぜゴルフ場だけ利用税が取られるのかなと。しか

も、今八百円取られているんですが、平日、サラリーマンの方が休みを取つて行かれると、もう今五千円ぐらいでやれるところもあるんですね。でも、その中の八百円が税金であるとする、かなり重い課税ではないのかなと、そう思います。ですから、そのゴルフ利用税について今後どうされるおつもりなのか、私は廃止していった方がいいんじゃないのかなと、個人的にはそう思っているんですが、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) ゴルフ場経営者をやつておりましたので、今の御意見に関しては、おっしゃる意味はよく分かりますが、基本的にスポーツやつたら税金取られるというのはゴルフぐらいだと思いますので、そういった意味でも、スポーツ振興議連の幹事長としてもいいかなものかと。それは全く同様に思つておりますが、傍ら、ゴルフ場の場合には、その地方で地方税が、田舎の町にとつて、極めて税収の少ないところにおいて、かなりな地方税が落ちるから開発に協力した、道路を造つたという市町村というのは実はすごく多い。結果として、今県税として約六百九十一億円、収入が。そのうち、市町村に交付されるぶちは、そのうちの四百八十四億円は市町村に落ちております。そういった意味では、これは二対五ぐらいの比率になりますので、県が二、市町村が四十八、約五十取つておりますので、そういった意味ではこれは市町村にとりましては結構大きな税収入ということになろうと思ひますので、筋論としては今おっしゃることはよう分かるんですが、現実問題の銭金の問題からいいますと、市町村としては、市町村の財政を私ども、監督いたします私らとしては、なかなか難しいというのが率直なところですよ。

○櫻井充君 筋としては廃止してもいいんじゃないかなと思ひながらその財源的な措置ができないからこれを継続するというのは、これこそ筋がちよつと違うんじゃないだろうか、そう思います。

そして、その地域によって、確かに税収の少ないところがある。ゴルフ利用税で三分の一ぐらいですか、税収の全体の三分の一ぐらいに達しているところもあるようです。ですが、それを廃止した場合にどうなるのかということなんです。結果的には、それを、そのそういった部分を調整するためにこの交付税というシステムがあるはずですよ。ですから、そのことを考えてみると、別な財源をきちんと担保さえすればそのゴルフ利用税というものを徴収しなくても済むのではないのかなと、そういうふうに私は思います。

例えば、もう少し、要するに公平性とか、税の場合には公平、中立、簡素ということが大前提になっていきますから、その意味において決して中立でも公平でも私はないと思うんですね。スポーツの中でゴルフだけ、やるたびにお金を払うと。昔は確にお金持ちのスポーツだったのかもしれないが、今は普通の方々もみんなやられていることを考えてみると、特別にちよつととらえてくること自体がおかしな話だと思ふんですね。

ですから、もう一度お伺いしますが、別なところで、別なところで財源を確保するようなことをしていけば、こういったゴルフ利用税というのを廃止してもいいんじゃないのかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣 麻生太郎君 これは、おっしゃるように、地方税というものをより一層充実させていくということ、これは基本的には国政にとつて最重要課題の一つなんだと私もそう思つておりますし、地域におけるスポーツの振興というのも、今スポーツのメッカリづくりというのを今あちらこちらでいろいろスタートをさせておりますので、そういった意味からでも重要な問題だと思つていられるんですが、いわゆるスポーツ目的税とかいろいろな形に置き換えるとか、いろんな案は出てくるんだとは思ひますが、目的税にするとそれにしか使えないということになりますので、やっぱりこれに代わる一般税として、一般税収として出てくるのは、もうちよつと、地方税に関する

税収入というものの今の赤字のところもうちよつとどうにかしてくるということもならぬと現実問題としてなかなか難しいと思ひますけれども、おっしゃつていらっしゃる意味にしましては、基本的にスポーツを更に振興し、いろんな形でやつていく方向にあることは間違いありませんので、方向としてはおっしゃるような方向なんだと思ひますが、現実問題との乖離がなかなか、役所を預かつている者としてはなかなか難しいというのが率直なところですよ。

○委員長 木村仁君 よろしいですか、時間は。

○櫻井充君 もう一つだけ。

宮城県に球団が、プロ野球の球団ができて、経済効果が二百億とも何百億とも言われています。私はもつとプロ野球の球団増やしてもいいと思うんですね。そして、そのプロ野球の球団を増やしていくためにはどうしなきゃいけないかというところからきちんとした形で育成をしていくということが大事なことで思ひます。男子の体操がなぜ金メダルを取れたのかというと、本当に子供のときから基本をきちんとして形で身に付けさせた、そのことがあつたからこそのあれだけの成果が上げられた。このことを考えてみると、やはり子供の時期からきちんとした形でスポーツができる環境をつくっていくことが大事なことなんだと思ふんです。

今、学校で、僕は卓球部でしたが、その部活をやつて、その当時はまだ教えてくれる先生がいらつていました。しかし、今、残念ながら、学校に求められるものが多くなり過ぎていて先生方が部活まで付き合えていない、そういった問題もございいます。しかも、申し訳ないんですが、本当にちよつと自分でかじつた程度の人たちが教えているという、やつていられる場合もあるわけですね。ですから、そのために、本来であれば有望な選手になろうであろう、ある人たちが残念ながら伸びていかないと、それから肩やひじを痛めるとか、様々な問題があります。ですから、例えば野球を志した人たちの中で、

今度逆に言うと、野球で何もできなかったら、今度は全く不慣れな場所に行つて仕事に就かなきゃいけないということを考えてみると、そういった人たちがもつともつと働けるような場をつくつてくることが大事なことであつて、そこで本当はこういった例えばスポーツ振興税みたいな形のもの、どういう形にするかはまだ漠然としていますが、そういったものの税なども考えていって、そうすると、地域自体が活性化されるようになれば、なれば、税収は必然的に上がってくるわけですから、ゴルフをやつていられる人たちが取りやすかつたからそこら取りましようというふうな発想はやめた方がいいんじゃないかなと、そういうふうな思つています。

時間が来ましたのでこれで終わらしていただきますが、やはり何といつても税収を上げていくためには地方経済を活性化するというのが一番だと思ひますので、その点についてまたこれから努力していただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○水岡俊一君 民主党・新緑風会の水岡俊一でございます。前回の総務委員会できなかった義務教育費国庫負担の問題、今日はやりたいというふうに思ひます。

去る三月の八日の予算委員会において、私の質問に対して麻生総務大臣お答えをいただきました。義務教育費国庫負担金制度が崩れると全国の小中学校の教育に大きく影響が出るんではないでしょうかという問いに対し、総務大臣は福岡県それから佐賀県それから熊本県の高校のお話をされて答弁をいただいたところでありますが、そのお話をちよつとしたいと思ひますので、恐縮ですが、もう一度その分についてお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣 麻生太郎君 私の記憶では、義務教育というものの話を、教師に払います義務教育国庫負担金、教師給与の約二分の一ということになりますけれども、この二分の一というものを地方に一般財源として渡した場合においては地方にお

いては教育水準に落差ができるのではないかと、その例として、たしか文教関係のいわゆる図書館、図書経費というのを例に先生は引かれたんだと記憶をしますが、私が申し上げましたのは、今地方行政を預かる知事にしても市長さんにしても、教育というのは今国民の関心の最も高いところだと思ひますので、一般行政経費になつたからといって、教師にそれは通り口銭なしでいきなり全部教師に渡すわけですから、国から大蔵省が文部省を通していった分ですから、これはそのまま素通りしていくお金ですから、そういったお金を県で止めて、若しくは市町村で止めて、そのお金をどこか別のものに使うなどということは、少なくとも次の選挙を考えた場合においてはそれは致命的なことになります。なると常識的には考えられます。

そういう意味では、まず常識的にはきちんとしておきさすれば、今ですら定員以上に教職員を割り振つていっているのは、現実そういうところも一杯ありますので、そういったところを見ますと、まず問題としては、なかなかすぐどこかへこうするような話はいかなるものか、一点。

ちなみに、県立高校は義務教育ではありませんけれども、例えば熊本県の済々黌、佐賀の佐賀西高、福岡の修猷館等々、これは昔からの県立、藩校でもありますし、県立高校ですけれども、こういった学校において、県では随分いろいろ意見はありますけれども、その県立高校の質がこんなに違うという話は、これはどの県もまず認めないというぐらい競争してレベルを上げるように努力をしておられる。補助金ゼロ、国からの補助金はゼロです。にもかかわらず、やつていっているという現実を見た場合に、この中学を、今義務教育国庫負担金を地方に移管したからといって直ちに、非常に何だ図書館みたいな話になるととても考えられぬ、たしかそういうような答弁をしたと記憶をします。

○水岡俊一君 例に挙げた三校は各県のそれぞれのトップの進学校であるというふうに思ひま

す。そういった意味では、県のそのプライドを懸けて優秀な生徒を世に送り出す、あるいは有名大学に進学をさせるという意味で競っているというふうに思います。そういった意味では、その各県のそれらの高校の優秀をどういうふうに付けるかというのは、これは難しい問題だというふうに思っています。

ただ、私、学校にいた人間として非常に今懸念をするところは、例えばこの福岡の修猷館高校ですが、本来、正式採用教員をすべてに配置をするということが望まれるわけですが、やむなく臨時採用教員、教員を配置をしている例がございまして、修猷館では調べたところ二名いらっしゃるというところであります。ところが、福岡県の他の普通科高校を見ますと、二つの学校では七名、それから工業高校では十二名、それから養護学校では十三名というふうな臨時採用教員が配置をされているという実態があるわけです。

こういったことの詳しい事情は御存じないとは思いますが、一つの県内において高校を例に取ってみれば、そのトップの進学校が他の高校の犠牲の上に成り立っているというのはいささか言い過ぎかも知れませんが、そういったアンバランスが県内の中にあるということは一教員だった私としては非常に気になるようなのですが、その点については総務大臣はいかが考えでしょう。

○国務大臣(麻生太郎君) 私は、すべての学校において、高校において一律、すべて一律でなければならぬと思わない、私自身率直なところを申し上げて。それで、同じ高校の中においても、高校になりますと学校群とかいうような昔みたいな話じゃありませんから、いい学校にみんなわつと行こうとしますと、通学距離が一時間であろうと一時間半であろうと通おうとするという実態でありますから、そういった意味では、きちんとしたすべての数字が合うということも、私自身としてはそれはちょっと余り期待する方が無理じゃないかなという感じがいたします。

問題は、小中学校だったらどうなるかという話に多分なるんだと思いますけれども、これは御存じのように、通学するというのがなかなかこれは、小学生、中学生がなに一時間半通うとかいうのはなかなか難しいというんだということが一番問題なんだと思いますので、そういった意味では、私どもとしては、今御指摘のように、高等学校で見ますと、これは過不足いろいろありますので、トータルでは確かに、過不足でいきますと、千百三十二人教職員は規定より多い数字になっておりますけれども、県によって、例えば今言われました福岡県は百人足りませんから、マイナス、百六がマイナスになっておりますので、そうして、百九か、マイナスでありますし、熊本も百九マイナスというのが実態なんです。

もちろんプラスのところも一杯ありまして、宮城県などというのがあります。櫻井先生を輩出するぐらい優秀なところですから、百二ということに、プラスの百二、プラスですよ。プラスの百二つて、これはIQの話じゃありませんから、人数の話ですからね。人数で百二プラスになっておるといのが実態なんです。これは県によってかなり差があるというのも事実だと思うんですが、じゃ、だからといって多い方が圧倒的に優秀かと言われると、それはちょっと待ってください。私ら少ない熊本やら福岡としては、宮城県さん、それはないでしょう。おたくら多い割にはおれたちのが優秀なんじゃないのと言いたくなるところなんです。

だから、これなかなか難しい数字の比較です。で、人数だけでどうのこうのということにはなかなかならないとは思いますが、言われまして、教職員の数というのがある程度きちんと決められているというのが、基本的に国で決めるわけですから、それに全然違っているんだから、おたく違ふんじやないんですか、その金で行ったんですというところは当然言える話なので、そういったところをきちんとしておくということでありさえすれば、あとはいろんな使い方が

地方において、現場一番知っていますので、その方々は現場の先生と話した上できちんとした対応はできるのではないかと思っております。

○水岡俊一君 もう先取りをされてしまいました、小中の方に話が答弁の中でありましたが、私が申し上げたいのは、一部の代表校を比較するというところで、県、それぞれの県が教育に対してどれだけの意欲を持っている、どれだけの費用を掛けているのかということの比較をするには少し難しいということがあるんだということを申し上げたいと私は思っております。

今お話にもう既にありました各県の定数の配置問題については、いろいろ実態としてあります。そういった意味では、ここで改めて文部科学省に各県の公立高校の定数配置についてどんなような実態があるのかということを示していただきたいというふうに思います。お願いします。

○政府参考人(樋口修資君) お答え申し上げます。

ただいま麻生大臣からも御指摘がございましたが、いわゆる高校標準法におきましては、学校の設置者でございまして各都道府県等が置くべき教職員のこの総数というものを標準として定めさせていただいております。

二〇〇四年度、平成十六年度におきまして、各都道府県が実際に配置をしております教職員数と同法に定める定数の標準を比較をさせていただきました。全国平均では充足率が一〇〇・五％というところで、実数が標準定数を若干上回っております。

数的には、先ほどございました十六年度では千百三十二人分標準定数を上回っているわけですが、実際に各県別に拝見をさせていただきますと、四十七都道府県中、二十一県において実数が標準定数を下回っているというところで、全国の約半数の県が定数を充足していない状況にあるという状況になっておるわけでございます。

○水岡俊一君 二十一県もの県で実数が下回っているというところで、それは例えばどれくらい

下回っている数字なのでしょう。その点についてお答えください。

○政府参考人(樋口修資君) パーセンテージで拝見をさせていただきますと、関西の某県では定数の充足率が九六・七％ということで、三・三％標準を下回っているというものがございまして。また、某県では数的に見ますと百九十二人定数を下回っているということで、約二百人近く標準定数を下回っているものがございまして。

ただいま福岡の話が麻生大臣からもございましたが、福岡県でも実際には定数が百九人標準を下回っているという状況にございますが、二十一県それぞれ区々とはなっておりますけれども、数で見ますと約二百人近く下回っている県もあるという実情、パーセンテージで見ると三・三％ぐらい下回っている県もあるという実情にあるわけでございます。

○水岡俊一君 ありがとうございます。

それでは小中に話を移しまして、小中の学校における定員の充足率というのと同じ時期に調査をされたというふうに思いますので、それについて全国の実態を示していただきたいと思っております。

○政府参考人(樋口修資君) お答え申し上げます。

平成十六年度におきまして、各都道府県が実際に配置している公立小中学校の教員数と義務標準法に定めます定数の標準を比較いたしますと、四十七都道府県中、四県において実数が標準定数を下回っているわけでございますが、ほとんどの県、四十三県においては実数が定数を充足している状況にございます。定数と実数を比較いたしました充足率では、全国平均で、先ほど高校については一〇〇・五％と申し上げましたが、小中学校では一〇一・六％という充足率になっているわけでございます。

○水岡俊一君 小中の方の配置ができていないところ、充足していないところ、一〇〇％に達していないところは幾つ、今四十三とおっしゃったから四つですね。四つの県で足らないわけですが、

その乖離幅といいますが、どれぐらい足りないのか、最大でどれぐらいなのでしょう。

○政府参考人(樋口修資君) 四県の県が標準定数を下回っているわけですが、人数で拝見をさせていただきますと、某県では、定数に対して二百五十六人を下回っている県がございますが、残りの三県はおおむね二十人から三十人標準定数を下回っているにとどまっているわけでございます。充足率で見ますと、一番低いのが九八・二％ということで、標準定数に対して一・八％下回ってございますけれども、残り三県はおおむね九九・四％から六％ということで、一％未満の範囲内での定数を下回っている状況にあるわけでございます。

○水岡俊一君 お聞きのとおり、高等学校と中小学校の定員がどれぐらい充足をしているのかという実態の中で、やはり高校と小中と随分差があります。高校は二十一県足りていない。それから、それも乖離幅も三％を超える数値である。小中では四県にとどまっています、乖離幅も一％台である、こういうふうな差が出ているんですが、その理由については文部科学省はどのように認識をされているのでしょうか。

○政府参考人(樋口修資君) 公立学校の教職員配置につきましては、各県において様々な事情があると思われるわけですが、小中学校と高等学校を比較をさせていただきますと、それぞれ標準法により定められている教職員の配置に必要な経費、御案内のとおり、高等学校は全額地方財源となっていることに対して、小中学校は、御案内のとおり、国が教職員給与の二分の一を負担する義務教育国庫負担金によって確実な財源保障がされているということが背景にあるかと思うわけでございます。

憲法に基づきまして教育の機会均等と水準の維持向上が要請されております小中学校につきましましては、義務標準法とこれを財政的に裏付ける義務教育費の国庫負担制度が相まって教育条件の整備を図ってきたことがこのような結果になったもの

であろうかと思うわけでございます。

○水岡俊一君 私もういうふうに思います。そんな中で、今、教職員の給与費、もう最後のとりでとなりました義務教育費国庫負担制度の、その制度が今崩れていくようにしているわけであります。

十八年度にはすべて一般財源化という案がある中で、実際それが仮に進んだとすれば、義務教育段階で全国の半数以上の県が定員を満たさないというふうな実態に陥るとすれば、これは本当に大変なことだと私は思うんですが、その辺りについて文部科学省としてはどのようなお考えをお持ちなんでしょうか、お願いします。

○政府参考人(樋口修資君) お答え申し上げます。

先生御案内のとおり、正に教育は人なりというように、学校現場に優秀な人材をきちんと確保するということが義務教育の成否のかぎであろうかと思っております。

義務標準法は、教職員の配置の適正化を図り、義務教育水準の維持向上に資するということを目的として各都道府県に置くべき教職員総数の標準を示しているわけでございます。この義務標準法と義務教育費の国庫負担制度が相まって、これまで優れた教員を必要数確保しながら義務教育の妥当な規模と内容を実現してきたものであろうと考えているわけでございます。文部科学省といったしましても、この義務教育制度の根幹というものは維持し、国の責任を引き続き堅持すべきものと考えているわけでございます。

ただ、この義務教育費国庫負担制度の今後の取扱い、昨年十一月二十六日の政府・与党合意に基づきまして、今年秋までに中教審できちんと議論をさせていただきまして結論を得ることとなっておりますわけでございます。こういった結論を踏まえて、文部科学省といたしましては、義務教育に対する国の責任をしっかりと果たせるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○水岡俊一君 そこで、文部科学省にお尋ねをしたいんですが、今やはり国庫負担制度があるからこそ守られてきたという、そういうお考えに立つて、しかし現実的には秋の中教審の結論を待つてというお話がある。

文科省としては、その辺り何かもう少し意欲といたしますか、何としてもこれを守りたいというその姿勢といえますか、そういったものを文科省としてはきちっと示していたきたいというふうに私は期待をするわけですが、審議官としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(樋口修資君) 義務教育制度の根幹であります教育の機会均等と水準確保、無償制というものを国の責任においてきちんと堅持をしていくということが私ども文部科学省として必要であるうかと、基本的な認識を持っているところでございます。

ただ、御案内のとおり、先ほど来申し上げましたとおり、政府・与党合意に基づきまして、中教審で今年の秋までにしっかりと教育論の立場に立つた義務教育制度の在り方についての結論を出していくということになっておりますので、この中教審での審議というものに対してきちんと私どもとしてフォローしてまいりたいと、その上でこの義務教育に対する国の責任をしっかりと果たせるように取り組んでまいりたいと思っております。

○水岡俊一君 いや、だからね、しっかりとフォローしていくというのはどういうことかという、今私がやり取りをさせていただいた、こういった実態をあらゆる場で大臣がきちっと答弁をして、だから心配なんだと、だから不安なんだと、こういうふうな義務教育は守っていないかぬのやということをもつと言わないかぬのやないですか。何か人ごとのように、何か既定のテールにのっているような、スケジュールに従って進んでいくような、そういったような姿勢が私には見えて仕方がないんです。

だから、総務省に対しても、文科省としてどんなにどんなものと強く、こういったことを考えているというところをおっしゃっていたきたい、私は。審議官、いかがですか。

○政府参考人(樋口修資君) 先生御指摘の趣旨は私どもも十分踏まえているつもりでございますけれども、秋までの中教審での議論というものを、正に教育論の立場に立つて義務教育制度の在り方についてしっかりと議論いただけると、私どももこれをきちんとサポートをしていくということで、結論がいずれ得られるであろうと思っております。

国の責任をきちっと果たしていくと、義務教育制度の根幹を維持して義務教育制度の改革をなお進めていくということで、私どもも国の責任ということを感じながら踏まえながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○水岡俊一君 そういった気持ちこそ是非、大臣の言葉であらゆる場で示していただきたい。目の色を変えて、握りこぶしも握って、強く訴えていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

そういった中で、総務大臣、今の話を聞かれていてどんなふうにお感じになっているんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 数字というのはよくよく見ると、都合のいいところだけ取れますと具合が悪いので。

ちなみに、反論してみたいと思います。小学校、中学校で四県と言われましたけれども、その四県の中で高校も充足していない、両方充足していない県は一県ですね。そこに数字があるでしょう。

○水岡俊一君 いや、二県じゃないですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 三県ぐらいあるか、これ、両方していないところ。あつ、ごめんなさい。富山、富山と愛媛と和歌山かな、もう一県ね。多分その三県。愛媛県の知事ついでだれでした。文部省の元官房長、加戸だと思っております。

ね。文部省、言う割には一番やってもらぬのは、三県のうちの二県は文部省出身の知事なんじゃないんですかと言われて何て答えるんだねと聞いてみたいね、と私としては、私としては、他省庁の話ですから。ですけども、仮にも地方自治体を預かる立場とすれば、加戸というのは今知事ですから、と言えど今の点に関しては、日教組、文部省、いろいろ関係者が一杯いらつしやいますけれども、この点はひとつ是非頭に入れておいていただかないと、何となくというのが一点。

もう一点は、充足率ですけども、小中学校は教職員は九千八百十八人、充足率でいけば一〇〇%を超えた結果、九千八百十八人、実態、標準より多いことになっている。違いますか。九千人も多いんですよ。傍ら、高校も問題あるけれども千八百多い。プラスマイナスいろいろありますけれども、充足率からいってたらいずれも五%以内の話だと思えますが、傍ら九・九%と、一〇〇%を超えているところはすらすらというのはよほど縛りがきついな、そう思われませんか。

充足率というのは五%のプラスマイナス、アローアンスは認められている、法律の範囲内で。自由な高校ですら五%以内に収まっている。義務教育の方は一〇〇%を超えて、しかも徹底して縛りに縛って九・九%。教職員のプラスは九千八百人というところに関して、これが絶対というように考えることは私どもとしては、さあそれはいかかなものかな。地方の時代と言っているときに、それほど厳しく充足率だけで徹底して縛るといふのはいかかなものかな。私どもとしては、プラスマイナスの五%ぐらいのアローアンスがあつて当然ではないかと。それが地方分権というもののなでではないかと。それが義務教育に著しく影響を与えるというのは、ちょっと私どもとしてはには信じ難いということであります。

○水岡俊一君 まあ、数字の問題をどのように分析するかというのは非常に難しい話だというふうに思いますが、今九千人というお話がありました。全国的に考えてみると一・五六%の増だとい

うふうに考えられる中で、縛りに縛ってやはり四県で充足していないという県がある。これはやっぱりきちつと考えていかなきゃいけない問題だと思ふんですね。

そんな中で、やはり全国の半数を超えるところで、実際には二十一の県で標準の数字を配置できていない高等学校があるということから見れば、今地方自治体で教育がどの程度の比重に考えられているのかということが、私はおのずと分かる部分があるのではないかと今ふうに思っております。

次に、教材費に話を移してみたいと思います。一九八五年に教材費は国庫負担制度から外れました。当時、やはり地方財政計画の中で財源措置がなされていくならば教材の整備が進んでいくと考えられると、こういうふうな論議がされて、これは一般財源化をされたという実態がござい

ます。これについて、実は昨年の十月の二十七日、衆議院の文部科学委員会において質疑がありました。文科省は、ここで、地方公共団体における予算措置状況は基準財政需要に対して平成十年度九三・四%、十二年度は九一・一%、十四年度は八五・五%、八五・五%ですよ、となっており、所期の目標に対して下がってきているという答弁をしていくわけであります。つまり、当時は大丈夫だと、こういう問題については地財計画の中で財源措置がされると、足りない分については地方交付税もあるんだと、こういうお話の中で現実的に二十年がたった。その中で、実際に基準となつた数値から比べて一五%弱もその数字を下回っているという現実があるわけですね。そういうことについて、最重要課題である教育行政を軽んじる首長は次の選挙には絶対通らないという麻生大臣のお話であります。実態としてこういう数字があるんですね。それについてどうお考えなん

でしょうか。○国務大臣(麻生太郎君) 水岡先生よく御存じなんだと思いますが、教材費とか旅費というものは、これは法律はありませんからね。だから、教職員の配置の話とは全然別の次元の話。片つ方は法律で決められておる、片つ方は法律で決められていないんですから、全然それを一緒にするには無理、はなから無理だと、私どもはそう思っております。

私どもは、地財計画を出しますときには、毎年文部省と話をさせていただいて所要の経費というものに基づき財政需要というものの総額の中に算入をしておるというのが実態であります。私どもとしては今その一五%の差がけしからぬとおっしゃるんであれば、ここに文部省おられますんで、ちょうどいいんで、文部省に、地域差を認めるべきじゃないというんであるならば、法律によつて基準を設定されるように、要求されるべき相手は私ではなくて文部省だと存じます。

○水岡俊一君 私は、法律によつて教材費をしつかりと確保してほしいという立場であります。しかしながら、そういった実態に今はないわけでありまして、法律で縛られている教職員の定数であるも小中四県ではあります。下が回つていくところも出てきているという実態の中でこういった教職員の給与費が一般財源化をされるという、この今道筋が示されると同じような結末をたどるんではないかという心配があるわけであります。ですから、こういったことについて、この論議は幾らやつていてもこの十年、二十年し続けられてきたわけで、結論は出ていないわけですね。

そこで、私は総務大臣にお聞きをしたいと思います。おききする、実際には地財計画で必要な額を計上して、その額と税収の分布が一致しないところは地方交付税で補てんしますよと、こういうことでも守られるという理屈であります。一方、そもそも地方交付税交付金は使途を特定しないという大原則がございしますから、そういう意味ですと、文科省は実際に国の、指導とはいひませんが、しっかりと教職員、小中の教職員の数を確保してほしいという、そういう要望を出す中で確保していききたいというその論理、しかし地方交付

税交付金は使途を特定しないという論理、これ相矛盾してきますよ。だから、私は総務大臣としては表立って言えないんだけれども、私、究極的にはやっぱりこれは地方分権で国の関与することではないんだということをやっぱり声高におっしゃりたいんではないかというふうな思つておるんですが、その辺はどうなんですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 人数にえらくこだわつておられる話のように先ほどからお見受けしますけれども、私どもは基本的には国のいわゆる教育の大綱たるべきものだけきちんとして、あとのその運用につきましては地方というものが、いろいろなやり方がある。教職員の給与につきましては法律で定められて、その法律で定められた額がそのまま行くわけですから、それは予定どおり渡していただいて、あとの運用につきましては、地方がその地域に合った教育プログラムを組む等々、基本的な義務としてはこういったところというものはちゃんと決められておるわけですから、そのところをきつちりやる。それを効率よくうまくやつてのける先生もいれば、全然能力のない先生もいるでしょう。しかしそれは、その先生の資質も違ふでしょうし、その地域の環境も違ふでしょうし、それは間違いなくいろいろ差が出てくる、今だつてありますから。

私どもとしては、そういう意味で、基本的な枠をきちんと決めておいておきさえすればよろしいとは思いますが、ただ、国が義務教育というものの基本に関して何も関与すべきではないというふうなことを今まで申し上げたことではないと思ふんですね。私どもとしては、そういうことを申し上げたことではないと思ふんですね。きちんとしていくべきところと実際の運用というものは、何も端から端まできちんと、国がはしの上げ下ろし全部差し込むというのものがなにか。少なくとも義務教育は地方自治事務と、平成十二年度の地方分権一括法で決まっておりますので、私どもとしてはそれ

は、これは法律はありませんからね。だから、教職員の配置の話とは全然別の次元の話。片つ方は法律で決められておる、片つ方は法律で決められていないんですから、全然それを一緒にするには無理、はなから無理だと、私どもはそう思っております。

が基本だと思っております。

○水岡俊一君 実際にはこういった中央から地方への財源移譲という論議の中で、財政論から見た義務教育の将来像というのは非常に見えにくくなっているという感じがしております。

そういった中で、今枠をきちつと決める中で、地方にお金が回るわけだから地方の裁量の中でより良い教育を目指して地方自治体が努力をすべきだという大臣のお考えが分かります。私なりに理解はするわけですが、私たちが非常に懸念をされているのは、やはり地方自治体の中には非常に苦しい財政事情が根底としてあります。災害が突如として起きる今日であります。災害に多くのお金を、災害復興に多くのお金を費やさなきゃいけないという事態が緊急的に起こってくる、そういった地方自治体の実情も昨年は多かつたように思います。そんな中で、この義務教育に掛ける財源をどの程度確保できるのかというのは、地方によって、自治体によって随分差が出てくるように私は思っています。

そんな中で、また懸念をする材料が一つございします。

今後、例えば十年間あるいは十五年間、将来を見通した場合に、教職員の給与費、それから退職をされる教職員の退職手当等々が非常にこれはゆゆしき実態が出てくるというふうに思います。

文科省にお尋ねをしたいんですが、現在の四十人学級を維持すると仮定をした場合に、今後の義務教育における教職員の数における実像といえますか、実態を文科省として推定をされている範囲でちよつとお示しをいただきたいというふうに思います。

○政府参考人(樋口修資君) お答え申し上げます。

公立中小学校の教員の現在の年齢構成の状況が四十代、五十代の教員が約六割を超えて、六割を超えておりまして、平均年齢が小学校の場合ですと四十四歳、中学校は四十三歳となっているなど、今後とも教員の高齢化、退職者の増加が私ども

予想されると思っております。退職者の増加に伴いまして、当然のことながら新規採用者数の増加も予想されるところでございます。

私も文部科学省におきまして、平成十六年の七月に公立中小学校の教員の退職者数と今後の採用者数を各都道府県に對しまして調査をさせていただいたところでございしますが、退職者数につきましては、平成十五年度末では約一万七千人でございまして、平成二十年度の末には約二万一千人が見込まれるところであります。一方、採用者数についても平成十六年度は約一万五千名でございまして、平成二十一年度には約一万八千人が見込まれるところでございします。

○水岡俊一君 これは推計の数字ですから、なかなか詳しいところは出てこないと思いますが、やはり子供の数が減ったからといって教職員の数が減っていくんだらう、こういうふうには短絡的に考えられないというのが現実としてあるわけですね。その辺りは文科省としても大きな声で主張しないと私は駄目なんじゃないかというふうに思っています。

つまり、平均年齢が四十五歳、つまり四十代の半ばから、それから六十にかけての非常に大きなパーセンテージを占める年齢構成であります。これから先、給与として非常に高額な給与部分と、それから退職手当をこれから払っていかなくやいけないというところが、この先、この先です、すべて地方自治体にその責を負わせるということになるわけですね。その辺り、文科省としてはどういうふうにお考えなんですか。

○政府参考人(樋口修資君) 今御指摘申し上げましたとおり、今後、退職者数の増加が見込まれるわけでございます。それに伴いまして、当然退職手当等の人件費の増嵩が今後見込まれるわけでございまして、私も将来推計を今いろいろさしていただいているわけでございしますが、現時点で生まれていない児童生徒数を見込みながら教職員定数を推計しているなど不確定な要素が多いことか

ら、私どもとしては正確性を期しながら、文部科学省としても、今実際に東大の荻谷先生を始めとした関係者による推計のデータがあるわけでございしますが、そういった方々とも協力しながら長期推計というものを今やらしていただいているところでございします。そういったものを近々、中教審の議論の中でも御紹介申し上げながら御議論を賜りたいというふうに思っているわけでございします。

○水岡俊一君 最後に、今、荻谷先生のお話が出ましたが、荻谷先生が算出をされるまでに文科省としても早く出さなかつたかぬのじゃないですか。だから、今後十年、十五年に退職手当が大変な額になるよ、それから年配の先生が辞めて若い先生が入ってくるから給与費は下がるんだといつても、その下がる分よりも負担をしながらいけないう分の方が余りにも多くて、これから十年、十五年、大変な支出額になるよということをもっと文科省が声高に言わないかぬのじゃないですか。私は、そういうことを含めて、文科省のこれからの行動を、何とか頑張つてほしいと、こういうふう

に思っているわけでありまして。

総務大臣にも、そういった実情は重々御承知だとは思いますが、日本の子供たちの教育を守るという観点では是非とも御努力をいただきたいということをお願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○委員長(木村仁君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として林久美子君が選任されました。

○弘友和夫君 公明党の弘友和夫でございます。

まず最初に、去る三月二十日に発生いたしました福岡県西方沖地震によって亡くなられた方、また被災された方々に対して、改めて哀悼の意を表し、またお見舞いを申し上げる次第でございます。

私も翌朝一番に玄界島に伺ったんですけれども、映像で見ているよりも、実際に見ましたら、中はもうがたがただし、段々畑みたいになっている土台そのものが崩れているわけですね。ですから、これを復興するというのはどういうやり方ですればいいのかなと、本当に今後大変なことであることを実感してまいったわけです。

今回のこの地震は、新潟の中越地震に続きまして、いわゆる地震の空白地と、こう言われていた。私もたまたま北九州にいましたけれども、大変な、やっぱり五割の揺れで、北九州なんというのは官営八幡製鉄所ができるときに全国の中で一番地震がないという、可能性は少ないということ選ばれたところでございますので、そういう、福岡県全体もそうですけれども、この空白地に地震が起きたと、そしてまた都市型地震としては阪神・淡路大震災以来十年だということでございますので、また新たな危機管理体制というのが、考え方が必要なんじゃないかなというふうに思っています。

大臣も御地元におられたということで、そういうことも含めまして御見解を伺いたいというふうに思っています。

○国務大臣(麻生太郎君) 当日、たまたま地元、歩行中だったものですから、地震という感じよりは、何となく今日は体の調子でも悪いのかなと思つていような感じだったんですけれども、ビルも余り揺れているというふうじゃありませんでしたので、何となく分からない、私の方では余り分からなかつたんですけれども。

とにかく着いたら地震だと言うものですから、あと県庁やら何やらに行きましたけれども、確かに建物、外から見たら何となくおかしいんですが、県庁の中も上に行くと、何となくおかしい、あれが、屋根という天井が崩落している、間仕切りが倒れている等々の現場やら何やらは、やっぱり結構あれそんなに古いビルではありませぬけれども、被害は大きかったです。で、天神のやつぱりあの

福ビルは一番古いビルですから、例のゴムのあれがくっ付いてない時代の玉ですから、ガラスですから、全部崩落ということになったんですが。

また、私も同じく筑豊に育ったところは、筑豊は震度二がないという前提で炭坑というのは掘られてるんであって、震度三でもあれば間違いない全炭坑は落盤ということになりましようから、もし昭和二十年代、三十時代にあれが起きていたら、多分生き埋めは、十時五十三分、一番方の時間ですからまず一番多い時間だと思えますんで、一番方とすりゃ、あの辺で十万という数は生き埋めになっていたかなという感じがいたしますんで、その意味では、昭和でいえば八十年、しかも休みの日だったために、福ビル辺りの被害というものは亡くなった方が一名だったということでは、これは不幸中の幸いであつたというふうには、亡くなられた方には大変申し訳なく存じますけれども、それが一点、私も率直な、うわ、炭坑があつたらこれは十万は行ったなという感じがしましたんで、それが最初に感じたことでもあります。

一昨日でしたか、玄界島の方だけが九電体育館におられますんで、九電体育館に訪問をさせていただいて市長や何やらと話をしたんですが、もうあの玄界島というのは、御存じのように、何というか、おむすびというかとんがった島なものですから、上の方にずっと家が、棚田みたいに上がっていくところ、もうよく御存じのとおりなんで、あそこで今から直すというのは、この間も一緒に、吉村剛太郎先生と一緒にそこを伺わせていただいたんですけれども、あれを元どおり直すんだつたら、もつと高齢者にとっては歩きやすい、余り無理して上らなくていい下の方に、漁業者が圧倒的に多いところですから、漁業とか漁民専用のいわゆるマンションみたいなものを建てた方がよほど安全かつ将来のためにもええかなという感じをしながら、陳情の話を聞きながら、行っている人たちとも、そういう話を意見交換を時間掛けて吉村先生と一緒にさせていただいたんですけれども。

何となく復旧という意味も少し、顔を見ましても漁民というのが圧倒的に多いという比率でもございまして、そういうことも考えて、従来、たらたら原状復旧だけではないのではないか、もう少しいろいろな知恵の出し方があるのではないかとというのが率直な実感です。

○弘友和夫君 実際、私も復旧そのものをやるということよりも、今言われたようなことをいろいろ考えてやらないと何か難しいなというふうには思いましたんで。

それと、今回の地震は、市内でもそうすけれども、今ガラスの話が出ましたが、耐震基準というのが、宮城沖地震の後に耐震設計法というのが抜本的に見直されて昭和五十六年に改正されているわけですね。今回、新耐震基準を満たしているはずの築十年以内のビルというのが結構やられてるという、報道にも出ておりましたけれども、これ満たしている築十年未満のマンションというのが被害が生じたということについて、国交省としてはその原因、どのように分析をされているか。

○政府参考人(山本繁太郎君) 福岡市からの報告によりまして、今回の応急危険度判定の結果、危険又は要注意と判定されたマンション、九棟ございます。その中で四棟が新しい耐震基準の下に五十六年以降に造られたものでございます。これらのマンションにつきましては、壁とか柱の一部に損傷が見られます適切な補修を行う必要があると考えられますけれども、建物全体の倒壊につながるような大きな被害は受けていないというふうな報告を受けております。

新耐震基準は、当該マンションが通常の耐用年数期間中に何回か経験すると見込まれる中規模程度の地震、震度程度でいいますと五強程度に対しては建物ほとんど損傷を生じないと。しかし、極めてまれにしか発生しない大規模な地震、震度六強から震度七程度に對しましては人の命に危害を及ぼすような倒壊を生じないことを目標としております。

今回の地震で被害を受けましたこれらのマンションが建つ福岡市中央区の震度は震度六弱でございました。中規模程度の地震を超える大きな地震であったことから、新耐震基準を満たす建築物でありまして一部に損傷が生じる可能性はあると考えております。

○弘友和夫君 それと、去る二十三日に政府の地震調査委員会というのが、今後三十年以内に震度六弱以上の揺れに見舞われる確率という、一目で分かる予想地図というのを公表されたんで、これを見ましたら、福岡県西部というのは〇・一%未満の地域もありました。まあ要するに確率下の、航空機事故で死亡する危険性というのは〇・〇二%、それからひつたくりに遭つた一・二%、それからさらに遭うというのが〇・五八%、大体そこら辺程度の確率だと、こういうふうな発表。だから、日本全国、これは一番下の方でそういう状況ですから、もうどこで地震が起つてもおかしくないというふうな覚悟しておかないともう大変なことになるんじゃないかなという気がするわけなんです。

これでやっぱ必要なのは、最低限、今お話しのようなそのビルが壊れて人が亡くなるというものを防ぐということが必要なんじゃないかなと。それにはやはり耐震診断とか改修が必要なんですけれども、地震がほとんど起こらないという福岡県なんかは、耐震診断、改修なんかもう全然、ほとんどやっていないわけですね。だから、そういう意味においては、この補助制度がどういう補助制度があつて、またこれ積極的にPRして進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思っていますけれども、簡単にお答えいただきたいと思えます。

○政府参考人(山本繁太郎君) 国土交通省では、耐震基準を満たしていない住宅の耐震改修を促進するという観点から、公共団体が実施されます耐震診断あるいはその耐震改修費の補助に對しまして公共団体と連携して助成する制度を持つておりますけれども、それぞれ市街地整備の事業費でそ

ういう工夫をしてやってきたものですからなかなか使い勝手が悪かったんですが、十七年度予算でこれを統合しまして、住宅の補助、それから建築物の補助、耐震診断の補助、耐震改修の補助、全部統合いたしまして、住宅建築物耐震改修事業というものを創設しました。

一本の申請で、一本の交付決定で応援できるという形にしましたんで是非こういうものを使っていただきたいと思いますし、今回の公営住宅建設費補助を交付金化するというのも新しい法律でお願いしておりますんで、公共団体が地域住宅計画の中で耐震改修を助成するというものを掲げられることになりまして、これからはやっぱり地域ぐるみで取り組む、それを公共団体が前に進めるということが非常に大事だと思いますんで、公共団体のそういう主体的な取組を応援していきたいと思えます。

○弘友和夫君 それから、この地震の起こった直後といいますが、激甚災害の指定というお話もあつたわけですが、なかなか難しいと。というのは、この仕組みが地方公共団体の標準的税収額の五〇%を超える復旧事業費が必要とされた場合と、こういうふうになっているわけですね。

今回の場合は、例えば玄界島におきましては離島振興法というので、ほとんど地元の負担がなしに、実質地元負担で一、二%ぐらいで復旧ができるという、現実的には激甚災害指定された並みのこの手当てができていくわけでございますが、私もここは行きて、いや、もうあの十年前の阪神・淡路大震災と比べて、今地震とこの災害危機管理体制というのか、おお、すごく進んでいるのと。翌朝行ったんですけれども、もう自衛隊から、それから国土交通省も大きな車を二、三台、そしてもう調査もきちつとやって、消防庁もやっている警察もやっている、すごい素早い体制だなというふうには、これは大分進んできたなという実感として思つたんですけれども。それはそれとして、この激甚災害の指定という

のが、玄界島は福岡市内なわけですね。だから、福岡市の税収、百万都市ですから二千億ぐらいあると。だから一十億なければこの指定にならない、災害復旧の見込みが、となると非常に大きなところが、じゃ、これが全然違うところ、玄界島、一つの例えば村であった場合は、これは確実に局激は指定されるわけです。

そうなつてくると、今いろいろ市町村合併をやっていますね。市町村合併をやつて、例えば十か町村が合併したというときに、今まで一つであれば、例えばその一か所で激甚災害指定ができる。十個になつたばっかりにこれは指定されないということも理論的にはあり得るんじゃないかなと。そういう規模だけじゃなくて財政事情等もやっぱり激甚災害の仕組みの中に入れていかなければいけないんじゃないかなという気がしますけれども、それについてお考えをお聞かせいたいただきたいと思ひます。

○政府参考人(荒木慶司君) お答え申し上げます。

合併に伴ひまして、従来の市町村の単位でありましたならば適用されていた法律が適用されなくなるというような場合でございますが、今激甚災害の指定についての御指摘がございましたが、確かにそういったことがございますと、これは合併の推進上障害にもなりますので、合併特例法におきましては災害復旧事業費等につきまして、これの中には当然激甚災害の指定につきまして、これは合併した年度、それに続きます五年間に発生した災害につきましては従前の市町村の単位で措置をしていくという特例措置を設けてあります。

これは、この災害に限らず流域下水道の整備でありますとか、あるいは過疎地域の指定についてもこれは過疎法の方で特例規定がございますが、従前の過疎市町村は引き続き過疎市町村として扱うということが過疎地域自立促進特別措置法の方で規定されております。

さらに、私も総務省としましては、合併の推進のためにこれは関係省庁にも御協力いただきたい

て、各省の連携支援策をまとめておりますが、その市町村合併支援プラン、この中でもそのような合併市町村が不利にならないような措置を必要なものについては規定しているところでございます。

○弘友和夫君 ああ五年間の特例措置というお話です。災害というか地震、例えば災害が五年以内に起こるとは限つてないわけですからね。私は、その激甚災害の指定のその在り方、その仕組みそのものにそういう考え方を入れたらどうかということをお尋ねしているわけですね。

○政府参考人(柴田高博君) 激甚災害制度でございますが、地方財政の負担を緩和すること、特に必要と認められた災害が発生した場合に激甚災害として指定しまして、まあ指定するわけでございます。

御指摘のとおり、公共土木施設に關します国庫補助のかさ上げ措置とする激甚災害の中でも局激です、先生御指摘の局激につきましては、災害復旧事業費が市町村の財政規模を示す標準税収入の一定割合、五〇％といたしてございまして、これを基準といたしてございまして、

その基準について、財政状況を踏まえたかどうかという御指摘でございますが、そのような考え方もあるかと思ひますが、政府といたしましては適時適切に見直しを行つてきております。最近では、平成十二年、個別の地方公共団体の財政状況ということでございせんが、地方公共団体全体の、総体の財政状況の逼迫状況を勘案いたしまして、標準税収入に占める割合を、当時一〇〇％でございましたが、一〇〇％を五〇％まで緩和する改正をしたということでございまして、

今後とも、法律の趣旨に照らしまして適切な措置が講じられますよう努めてまいりたいという具合に考えております。

○弘友和夫君 時間が、早く、五分ぐらい早くやめろという話でございますので、最後に、最後というか、地震の最後に、市からも県からもいろいろ要望が出ておまして、例えば国の災害援護資

金の貸付け申込み等も増えるが、これを迅速に、また額もしつかりこれもやつてもらいたいとか、それからまた交付税の繰上げですね、これも是非やつてもらいたい等々いろいろ要望は来ておりますので、是非こういうものに対して、もういろいろ余り細かいことを言わずに是非やる方向でいろいろ考えていただきたいというふうに、これは要望をしておきたいと思ひます。

それで、もう時間ありませんけれども、せっかく資料も配りましたので、下水道をめぐる課題についてちよつとだけ触れさせていただきますと思ひますけれども、財務省は、地方財政計画七、八兆円の過大計上があると、このように、これは論議にこでなりましたですね。私、七、八兆円そのものが全部、その指摘が正しいかどうかというのはいろいろ論議があるところですが、

ただその中で、公営企業の繰り出し金についても、下水道事業の建設費における計画と実態に乖離が生じていると。これは、例えば雨水と汚水、雨水が公費で汚水は、雨水公費、汚水私費と、このなつていて、七対三の割合。これはちよつと過大のあれじゃないかということで、実際二四％を公費負担対象にしたということで約九千億円が過大計上となつていて、こういうふうな指摘をされて、十七年度地財計画ではマイナス二千八百八十億、六・九％と、こういうふうになつていて、

けです。この部分は私は結構正しい指摘だというふうに考えるわけですよ。

汚水処理費というのは大体使用料収入によつて賄わないといけないと。ところが、その経費回収率が六〇・八％。本来だったら使用料として取らないといけないのが取れない。その差額が八千三百六十八億円あるというわけですよ。これが、

じゃ、どうしているかといふと、これは地方団体が一般会計から出しているわけですよ。これはもう大変な額で、今お手元に資料配りました。これは唐津、佐賀県の例ですけども、真ん中の平成十四年度、例えば佐賀市は一般会計十八億、人口こ

は十六万の都市ですね。不足額が十三億四千八百。唐津市、これは七万九千、約八万の都市ですよ。市です。これは毎年十七億一般会計から出さなければならぬという。毎年この維持費というのが掛かってくる。下水道整備すればするほどの維持費、マイナス部分というのが掛かる。本来だったら、例えば今の唐津、年間十四万三千二百五十一円使用料としていただかないといけないのが実際は四万二千八百八円しかいただけない、マイナス一件当たり十萬三千二百二十二円という、これを持ち出しというか一般会計から出しているわけですよ。これはもう大変な、私は、下水道がいいとか浄化槽がいいとかそういう話じゃなくて、財政的に、これを進めれば進めるほど地方団体はもう大変な状況なんじゃないかなと。

これ今人口五万人以下の、公共下水道管理費不足ですけども、下水道の利用世帯が、五万人以下の地域の、二百五十九万世帯ある。管理費の総額が四千九百億円。ところが、二千八百三十億不足しているわけですよ。七〇％不足しているわけですよ。人口が少なくなればなるほどこの持ち出しが多くなるわけですよ。という仕組みになつていて、

わけです。ですから、これは、ある町村では、例えば二万人ぐらいの町、公債費率九％なんですよ。それが、だからこれは一五％危険で二〇％破産状態だと、こう言われている。九％ならまだ大丈夫だと。ところが、この持ち出しが一三％あるんです。足したら二二％、もう破産状態になつていて、

という。だから、どんどん、下水道、生活排水を処理する、いいことだということで果たしてどんどん進めていくのかどうかという。

先ほど地方行革の指針という市町村長の自覚を促すためにそういう指導もされているというふうにお聞きしましたけれども、こういう実態に対して、財務省とそれから大臣の見解を伺ひまして、終わりたいと思ひます。

○政府参考人(勝栄二郎君) お答えいたします。

先生おっしゃいましたように、下水道事業に關する公営企業繰り出し金につきましては、雨水は

公費、汚水は私費の原則の下で、これまで雨水、汚水処理費用の割合は、四十一年、昭和四十一年以降七対三として積算してきたところでございます。しかしながら、雨水処理費用の割合は、調べますと平成十四年度決算でおよしいましたように二四〇程度であったということで、その結果、公費による過大な負担ということになったものと考えております。

そのため、十七年度予算におきましては、使用料金の適正化を図ることにより、本来その使用料金収入によって賄うべき汚水処理経費と実態の料金収入との差額を縮減することといたしまして、これを通じて過大な公費負担は正を図りました。

ただし、先生おっしゃいましたように、急激な使用料値上げを回避する観点から、十七年度予算におきましては取りあえず一般家庭の使用料金が月額三千円程度を超えない範囲で適正化することといたしまして、今後関係者による研究会を開きまして適正な使用料水準を検討することとしたいと思っております。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、弘友先生おっしゃるとおり、これは回収率が六〇％という状況というふうなことでございまして、いわゆるできたばかり、新しいところほどいわれる負担率というのか、何というかな、元利償還の負担が大きいということになりますので、その部分は、全部取れるかといえなかなか取れぬというのが、さつき申し上げたような、言われたような数字になつておるんだと思っております。

そこで、御存じのように、これはお詳しいところなんですけれども、下水道というのは建設省、それから集落排水が農林省、それからもう一つあった、環境省が浄化槽か、合併浄化槽、こういったのが三つあるのは、ばらばらになったやつをこの間のときから一本にまとめて、その中で一番その地域にとって合理的なやつを選べという話になって、いわゆる将来の使用料の水準等がいろいろなものを計算して、一般会計、その地方の一般会計に当たるあれを考えて、長期的視野に立つて

建設費というのを考え直さなきゃいかぬと。おまえ、もう建設省から決まったらずつと建設省というんじやなくて、もう一回、一番地域に合った、これ技術も進歩しましたので、随分いろいろなことを考へるということ、その旨自治体には既に要請をしております。

加えて、私どもとしては、今年度から使用費の平準化債というので、もう今わつとそれ高くなりまして、その分をずつと、今、勝さんの方から話があったように、ずつと平準化するというようなこともできるような形で、積極的にそういう平準化債の利用というものを活用せよという話を地方自治団体には指示をいたしておるところであります。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。

まず、麻生大臣、郵政民営化問題で一問だけお伺いいたします。

十七日の政府・自民党の郵政民営化検討会議で、政府は郵便局の全国配置を義務化で自民党と合意と、自民党と合意と報道されております。政府の昨年九月に閣議決定された郵政民営化の基本方針では、郵便局の設置は設置の義務ではなく努力義務であり、過疎地の拠点維持に配慮する一方、人口稠密地域における配置を見直すこととされております。総務大臣もこの会議に御出席されていたと思いますが、十七日の政府と自民党のこういう内容と基本方針との関係について、これは基本方針の枠内なのか枠外なのか、端的にお伺いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 枠内だと存じます。利便に、枠内だと存じます。利便に供してありますので。

住民のレベルというものを、五原則というのが出ていますと思ひますが、少なくとも、郵便局の設置基準というもので今のお話なんだと思ひますけれども、少なくとも、郵便局のサービスというのは、これは郵便配達に限らず、恩給の受取とか何とかの支払とか、いろいろ、郵便為替等々いろいろございまして、いわゆるサービス、郵便の

利便に供するというものになっておりますので、利便に供するという点から見ますと、これは明らかにこういつたサービスを維持するということは利便を悪くしないということの意味しておりますので、そういう観点からも、これが枠内であると考えらるんだと思つて、基本方針の精神には反していないと存じます。

○吉川春子君 一方は努力義務で一方は義務、一方は過疎地のみで一方は全国、これでどうして基本方針の枠内なのかという点は報道を読んだ者には全く理解できません。その点はどうか。端的に。

○国務大臣(麻生太郎君) 官から民に移つて少なくとも赤字になったというのは最も具合が悪い。官で黒、民になつて赤なんというのはこれは漫画ですから、こんな話は。そういうことは駄目と。

黒字にしておけば、いわゆるそういった余力がありますので、いろんな形でも、例えば先ほど出ました富山村でいけば二百九人、もつと極端な例でいけば青ヶ島で二百三人、そこにも郵便局ありますので、そのところの配達したらこれは全部赤字です。その赤字をどこか別のところで埋めるといふのは全体の中で考えられる話なんです。全体で黒ということになり得さえすれば、その分の赤字はそのところで補てんができれば、そういうに、郵便配達の方もきちんとした形で黒字ができるような経営形態をつくるというのは大事なことだと存じます。

○吉川春子君 この問題は引き続き、今日は別の問題を質問させていただきますが、大臣の御説明では私にはなかなか分かりにくかつたわけですが、大臣、地方交付税の問題なんですけれども、二〇〇五年度の地方財政対策について伺います。

国会に全国の地方議会から、平成十七年度の地方交付税所要総額確保に関する意見書が寄せられています。二千六百四十三議会で、千八百十六議会、六九％、これは参議院の請願課の調査です。同じものは総務省にも届けられていると思ひます

が、その中心的な要望は、平成十七年度の地方交付税総額は平成十五年度の水準を確保することというものではなかつたんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 多けりや多い方がいいというのは当然のことだと、地方団体側に立てば私もそのように思ひますけれども、現状というものには極めて厳しい状況にありますし、私どもとしては、地方財政はきちんとスリム化していく以外に、先ほど御質問のあったところにも答えるために、スリム化していくということなんでしょう、私も、私も十六年度をやらしていただいて、いろいろ厳しいという御意見は多々あったのは私もよく承知しておりますけれども、少なくとも、それを乗り越えられて、何らかの形で、貯金を取り崩したり、いろんな形で乗り越えられて、少なくとも、平成十七年度分につきましては、前年度マインス七兆八兆、八兆だという勇ましい話も上がっておりますけれども、現実にはマイナスになることなく、ほぼ前年並みということ維持、プラスに出たというのを、私どもとしてはそれなりの御理解なり御納得はいただけるのではないかとと思つております。

○吉川春子君 十五年度、平成十五年度の水準を確保してほしいというのが圧倒的多数の自治体の要望であつたんですが、それが維持されなかつた。そこで、局長にお伺いいたしますけれども、二〇〇五年度の交付税総額は二兆九千億の大幅削減で、二〇〇四年度とほぼ同額であり、法案は地方の要望にはこたえていないということになるわけですが、そのために地方は大変な状況になつてしまつたけれども、都道府県で、二〇〇四年で基金を取り崩した団体数と、総額は幾らになるでしょうか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 二〇〇四年度で都道府県におきまして基金を取り崩した状況でございますけれども、団体数といつたしましては三十二団体、その取崩し額は千七百五十五億円というふうな状況でございます。

○吉川春子君 続いて、局長、お伺いしますけれども、財政調整基金、減債基金を崩した結果、残高がゼロ、つまり基金が底をついた都道府県は、補正予算後の二〇〇四年度末の見込みでそれぞれ何団体あるでしょうか。名前も明らかにしていた方がいいと思います。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 本年度末の財調なり減債基金がゼロになる見込みの団体でございますけれども、財政調整基金につきましては、茨城県、千葉県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県の六団体。それから、減債基金につきましては、千葉県、東京都、兵庫県、岡山県、この四団体という見込みでございます。

○吉川春子君 政令市についてもお願いします。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 政令市で見ても、財政調につきましては、大阪市の一団体、それから減債基金につきましては、千葉市、横浜市、広島市の三団体という状況でございます。

○吉川春子君 二〇〇四年度については、地方財政計画で臨時財政対策債、交付税を含む一般財源総額が二〇〇三年度に比べて二兆九千億円近くも削減されて、大きな問題になりました。全国の自治体からは予算が組めないという悲鳴が上がりました。実際、その年の歳入だけで予算を組めないで、これまで積み立ててきた各種の基金を取り崩して、そして不足分の歳入に充てるといところが続出したわけです。

大臣、伺いますけれども、災害などの支出の増加あるいは収入減、予期しないいろんな費用に備えるために地方自治法に基づいて基金を積みこんでいるわけですが、地方財政法上に位置付けられているわけですが、このように多くの額、自治体が崩した、基金を崩して底をつく状態に追い込んだという政府の責任は私は大いではないかと思うんです。

それで、一体、この基金を取り崩してしまった自治体ですね、こういう自治体は今後どうしたらいいのか、どういふふうになっていくのか、その点について大臣の見解を伺います。

○国務大臣(麻生太郎君) いろいろなときの非常事態に備えてある程度蓄えを持っておく、これは御家庭でも地方自治体でも基本的には同じなんだと存じますが、やっぱり地方自治団体におきましては、今回のように、いわゆる取崩しというものを、自主財源で持つておられた部分を取り崩されたということなんだと思いますけれども、基本的には、何回も申し上げまして恐縮ですが、地方が今までやってこられたもの以上に地方の経営効率を良くしていただく、スリム化していただく、いろんなことをやっていただいて、地方財源をきちんと作り上げるような努力を今までと同じようにしていただくのが一点。

しかし、県や市町村によつて様々あります。いろいろ特殊な事情が地域によつて様々ありますので、一律同じようにはいかないところも事実であります。急激に産業構造が変わつて人口が急激に減つたり、いろんな地域によつて事情が違ひますので、そういったところで、私どもとしては、これは地域によつて大分違うというのを前提に、きめ細かくこれ対応しなきゃいかぬということも確かでありますので、財源処置というものには地方債、いわゆる地方の再生事業債とか、ほかにも財政健全化債とかいろいろございますので、そういった処置を講じることによつて、地方の財政運営というものの、そのものが支障を来さないようないろいろな手当ては講じなければならなと思っています。

○吉川春子君 各自治体では、あらゆることをやり尽くした結果、赤字予算を組んだりあるいは基金を取り崩すということが行われていると思えますし、民間委託とか、あるいは自治体の職員の減とか給料を下げるとか、まあ様々なことをやって、しかしそれでもなお予算が組めないという、その悲鳴が上がってきているわけですね。

それで、市町村は、今は県、県レベルの数字を伺いましたけれども、市町村はもっと深刻だといふふうになるわけですね。赤字予算を組まなくても基金取り崩したり、いろいろ今言いましたような

その負担増とか職員給与とか、そういうものを、なりふり構わぬ予算編成を強いられているわけなんですけれども、それでも予算が組めない、こういう悲鳴が上がっているわけですね。

二〇〇五年度の地方財政計画の地方税の歳入見込みを見ますと、大きく伸びている税目は都道府県税も市町村民税もいずれも法人関係の税目だけというふうに言ってもいいと思います。したがって、大きな企業がない市町村、自治体では税収が期待できずに、景気の低迷も相まって財政運営というのが非常に逼迫してきているというふうに思われます。

具体的な例を挙げたいと思うんですが、北海道の留萌市が赤字予算を組んだと聞いていますけれども、それはどういう理由で組んだというふうに総務省は把握しておりますか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 北海道の留萌市の予算編成の状況でございますが、留萌市におきましては、長引く景気の低迷の影響などによりまして、市税など一般財源が減少する一方、ごみ処理施設など大型事業実施ということで、非常に公債費が増嵩しているという状況にあるようでございます。その結果、財政構造の弾力性を示します経常収支比率が九八％ということで非常に硬化化が進んでおりまして、そういった中で十七年度予算、厳しい予算編成に立ち至ったというふう聞いておるところでございます。

○吉川春子君 留萌市のような例は、ほかはつかないですか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 私ども、個別の状況のその予算編成につきましては、現在のところまだ把握しておりませんけれども、予算がそれぞれの団体で編成し終わった後で各県から状況は聞くという予定にはしております。

○吉川春子君 例えば、昨年赤字予算を組んでマスコミにも大きく報道されました平良市長、これは撤回されたわけなんですけれども、収支の合わせ方として、滞納された固定資産税の徴収率を三〇％から四〇％を見込んでいたのを八〇％にし

て、四億円の増収があるということを見込んだりして一応のその収支を合わせた、こういうことをおっしゃっているわけですが、これは去年の例ですけれども、こういう合わせ方をしている自治体が今年度もあるのではないのでしょうか。そういうことを見ると、非常に財政は、財政の危機だということは私が言うまでもなく明らかで、だから赤字予算を組まないまでも、一応入る当てもない税収を多めに組んでおいて、それでつじつまだけは合わせるけれども、年度末に行つたときは今度は予算が執行できない、こういう形になつてくるということも予想されるんじゃないですか。どうですか。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 御指摘のような歳入の見込みの立たないような歳入を予算上立てて、そのまま年度末に至れば、非常に歳出の面で執行できないような状況になるということはもちろんあり得るわけでございまして、そういうことにならないように、当初予算におきましては歳入のめどが立たないまでも、年度途中でいろいろな手だてを講じながら歳入を確保し、全体としての予算の執行を図っていくということを当然努力しなきゃいけないことだろうというふうに思います。

実際、地方公共団体の予算というのは、当初の段階ではなかなか、補助金等あるいは税収等も含めてでございますけれども、歳入の見込みの立たないものもあり得るわけでございますので、そういった意味では年度途中でいろいろな歳入の手だてを講じると。あるいは使手数料あるいは財産収入、いろいろな方向あり得るわけでございますので、できるだけそういう方向に努力していただく中で財政が、歳出の執行ができないというようなことがないように私どもも十分いろんな面で御相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

○吉川春子君 大臣、お伺いいたしますけれども、国による急激な交付税の削減が地方財政を窮地に追い込んでいるということは明らかだと思ふんです。それで、地方が財政運営の見直しを持

てるように交付税を確保する必要があると思うんです。今局長は年度途中でいろいろ、いろいろとかと言いましたけれども、いろいろって何をやってらいいのか、やり尽くしているというのが自治体の方の見解なんですけれども、そういう意味で、交付税がきちんと確保できるような、財政運営がきちっとできるような、そういうことに對する大臣の決意というのは是非伺わせていただきたいと思っています。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には、先ほど御指摘がありましたように、法人税に關しましては、これは税が偏在をしておりますことは確かです。東京と沖縄と比べますと六、七倍違うんだと思いますし、そういった意味では、法人税等々はいわゆる税収が景気が良くて上がった場合においても偏在が出ます。これももうはっきりしております。それに比べて、いわゆる消費税であります。沖縄と東京でも一・六、七倍だと、いや八倍ぐらいだったかな、一・八倍ぐらいの差だったと思いますので、そういった意味では、税の形というものは、これはなかなか税収のみによつてはその責任を果たすことはこれだけ偏在しておりますとできませんので、そういった意味では、いわゆる地方交付税というのは、財源の保障というものといわゆる財政力の格差を埋める、そういったようなものでありますので、こういった地方交付税というものの制度の本質というのは今後とも維持されてしかるべきものだとも思っております。

これは、仮に町村合併が今言うように大幅に進んだとしても地方の財政力格差は残ります。そういった意味では、私どもとしては、こういったものを今後とも、交付税の持つております二つの機能という面に対しては今後ともきちんと維持していかないとかなかなかうまくいかないのではないかと思っております。

○吉川春子君 これが最後の質問なんですけれども、先日、全国過疎地域自立促進連盟から三位一体の改革に關して過疎地域における財源の確保に

關する要望書を受け取りました。留萌市なども含まれております。過疎地域の自治体は、三位一体改革の中で非常に、税源移譲が行われるといったも税源そのものが著しく少ないし、交付税も減らされるし、大変な危機感を持っています。要望は、地方交付税による適切な財源保障を行うとともに、地方交付税の財源保障・財源調整機能を一体として堅持し、今大臣が言われたことなんですけれども、充実強化を図ることなど四項目の実現を求めています。

この全国過疎地域自立促進連盟の特に一番困難なところですから、大臣、この要求をどのように受け止めてくださるのか、その点を最後に伺つて終わりたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今というか、先ほど申し上げましたように、仮に町村合併がこれだけ大きく進みましても、まあ極端な例が分かりやすいと思いますが、一番少ない青ヶ島二百三人と一番多い横浜の三百四十二万、これが地方団体としては同じということになりますので、そういった意味では、これは格差が今後とも残るということは確かであります。

傍ら、青ヶ島という、御存じのように東京の最南端ということは日本の最南端ということなんです。沖繩より更に南にありますので、そのところで住んでいただいているおかげで、二百三人の方が住んでいただいているおかげで、少なくとも島根県の竹島のような話は起きないと。住んでいただいているおかげで、なければもつとおかしなことになるわけですから、これはもう私どもとしては、そういったところに住んでいただくためには、私どもとしては、国全体の国益というものを考えたときにはこれは非常に大きなものだと思えますので、私どもとしては、この種のところの地域差というものに関しましては、先ほど申し上げました二つの機能というものは今後ともきちんと維持されなければ国がためと、私どもはそう思っております。

○吉川春子君 終わります。

○又市征治君 まず、交付税制度について中期的な観点の問題をお伺いしたいと思います。

政府が交付税を計画的に切り下げてきたわけですが、いわゆる折半ルールによる財源不足額の半額、すなわち国の一般会計繰り出し分を減らした額、というのが本音だったんだらうと、こう思うんです。しかし、そのために需要額を削るというのは本末転倒でありますし、もう自治体は限界に來ている、悲鳴を上げています、こういう状況にあります。地方税への税源移譲によつて自主財源比率を高めるべきであつて、交付税に頼る市町村を減らすのはあくまでもその結果でなければならぬと、こう思います。財源自立のための税源移譲はこれからが本番でしょうが、補助金削減の見返りが本筋であつてはならないと思います。

麻生大臣は、最近、人口三分の一ぐらいの市町村が交付税の不交付団体になるのが理想だということに御発言をされていますが、仮に全国で人口の三分の一まで大きな市から順番に取っていくと、財政力指数などでの辺まで含まれることになるのか、これをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(龍野弘彌君) 平成十六年度の財政力指数で高い順から見ますと、大体二百四十八市町村程度で総人口の三分の一となりますが、その場合の財政力指数で見ますと、おおむね〇・九以上という団体がこの対象かなというふうに考えておるところでございます。

○又市征治君 この数値は初めて出されたんですね。これには浜松、厚木、富士、茅ヶ崎など中核市だとか特例市、こういったものが該当するようですね。こうした試算というのは、もうどんどん公開すればいいと思うんですね、私は。ただし、財政力指数という物差しは何段階も加工した数字でありますから、これを使えば税源移譲が小規模で済むからにすぎないという面もあるわけで、この点は気を付けなきゃならぬと思います。私は、もっと大胆かつ明快に、人口の大きさも加味して税源移譲して、税源自立させればいいんじゃないのか、こう思います。これらの市は税源となる大

企業の事業所や高額所得者が多く存在するわけですから十分可能なんだろうと、こう思います。

そこで、大臣にお伺いをいたしますけれども、税源移譲で地方税が増えて、不要になった分の交付税は、今のよう国が召し上げるなどということではなくて、所要総額を維持した上で課税対象の少ない弱小市町村に厚く配分すべきであつて、これこそが基本的な交付税制度のありよう、あるいはまた改革ということなんだろうと、こう思います。需要額を削り込む手法で無理に不交付団体に転換をさせ交付税総額を浮かせるというのは正に邪道でありまして、正道、つまり自立のための税源移譲を徹底すべきではないか、このように思います。ここは大臣と認識が違わないんじゃないかと思いますが、改めて御見解をお伺いします。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的には全く異論のないところで、不交付団体を増やすことだけを目的として行つていくものではございません。

○又市征治君 需要額を削るのは大臣のもちろん真意ではないし、自立は税源移譲によつていくべきだ、こういうお考え、これは共通認識なんだろうと、こう思います。

そこで、次に、交付税需要額の算定の一要因、一要素でもあります地方公務員の給与について若干お伺いしておきたいと思ひます。

今、全国の自治体と自治体労働者は、賃金決定などについて大変苦渋の選択をしている、こういう実情にあります。いわゆる労使自主決定によつて賃金カットが一千四百団体、額にして一千四百億円あるというふう聞いています。最近の実情等について把握されておるとすればお示しをいただきたいと思います。

○政府参考人(須田和博君) 御指摘の独自の給与削減措置の実態でございますけれども、平成十六年四月一日現在で、全国で千四百五団体、年額千四百六億円の独自の給与削減等を行つてるところでございます。

このうち、人事委員会の勧告対象となつており

まず一般職の職員の給料につきまして独自に削減している団体は、都道府県で二十一団体、政令指定都市で四団体に上がっているところでございます。

○又市征治君 今お聞きした数字は去年の四月、一年前ですな、一年前の数字なわけ、この一年でまた更に進んでいるわけですね。そういう意味で、最高が一〇%ぐらいから最低で一%カット、あるいはそれ以外にも昇給延伸措置、こういったことなど大変御苦労をいただいているわけでありますけれども、ただ、こういう問題が進んでいいののかという問題は疑問があります。

地域経済に与えるマイナス影響というものもかなり大きいということがあるわけでありまして、我々はこの議論をする場合にこういう問題点も見えておかなきゃいけないと、こう思うわけでありまして、例えば秋田県では、仮に全公務員の賃金を五%削減をした場合、波及効果で県内のGDPが五十四億七千万円減る、そして民間最終消費支出は九十七億五千万円減る、さらに経営者の景気判断が悪化をして雇用が五百人減る、そういう試算を、地元の秋田大学の助教授が試算をして公表しています。

これはそれぞれ我々も、国会議員も自分の地元、人口規模や、秋田県と比較をしてみればどういうことになっていくのかということはあると思うんですけれども、そこで、県の職員の賃金というのは、本来、地方人事委員会の勧告で決まるわけでありまして、しかしあえてそれを下げる内容をこのように苦渋の労使合意で決めて議会も了承をしている、こういう実態が出てきているわけですから、その上になお国会等で政治家がもつと下げるとパッシングをするなどということは、これは逆に言うと、地方公務員の給与決定原則そのものも今ゆがめられていくわけ、それにまだ更に上乗せしてたたくと、こういう格好になるわけ、たまためという自治体側の指摘などがあるわけですが、この点について総務省、どのようにお考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 御指摘のとおり、既にラスパイレース指数という指数を取るようになり始めて、初めて昨年は一〇〇を切って九七・九というところになって、初めて一〇〇を切ったことになっておりますし、既に全地方団体の九〇%以上のところの団体が国より低い水準になっております、団体数で。そういった状況でありますので、この給与の削減処置というのは、これはやはり財政状況が厳しいという意味によつてのこれは時限的な処置と、基本的にはそう考えておかなきゃいかぬものなんじゃないのかと、私もはそう思っております。

いろんな意味で、引き締める意味でいろんな方は多分それなりの経営をしておられる首長さん方のお考えなんだと思いますが。ただ、御存じのように、これは国家公務員に準じるという規則が基本でありますので、そういう意味におきましては、人事院において国家公務員のことに關しまして今いろいろ検討をされておつて、これは八月ごろには民間の給与実態に即したものに直直しの検討が今されておるといのが実態でございますし、私も、総務省としてはこのような実態を踏まえまして、地方公務員の給与の在り方に対する研究会というのを私も設置を既にしておりまして、今後の在り方につきまして、いろいろ民間企業との格差の取り方等々、いろいろ意見の出ているところでございますので、勉強会をスタートさせておりますが、基本的には今おっしゃられたとおりだと思っております。

○又市征治君 中には、今大臣がおっしゃったラスパイレース指数で比較をしたら、国家公務員と比べて八〇%、七〇%になるといふところあるわけですよ。

これ、前から言っているんだけれども、今も大臣がおっしゃったように、少なくとも国家公務員に準ずるということで幾らかの差はそれはあるんですけども、これは余りにもひどい。こういう状況について、少なくとも高いところは下げろ下げろ下げろという指導は一生懸命なさるけれども、

も、こうしたところについて余りにもひどいじゃないか。地域経済にも及ぼしている影響、こういった問題含めて、やはりしっかりとこのところも、温かみのある指導というのか、もうちよつとやるべきだといふのを前から指摘してきました。そういうのはもう全く総務省はやらぬわけですね。もうちよつとその点は見ておかないといけない。制度そのものもぶつ壊している、こういう状況があるわけですから、その点は、答弁要りませんが、御指摘を申し上げておきたい、こう思います。

そこで、今日は忙しい中、人事院からもお見えいただいて、幾つか御確認いただきたい点があります。民間では、このところの長期不況の中で、猛烈なリストラ、合理化がやられて、労働者の首切りはもとよりですが、労働者の賃金が切り下げられてくる、こういう結果として社会の二極分解が起つてくる。これはもう国会の中で、あちこちで随分と指摘をされておりますし、私も指摘してまいりました。

つまり、パート、臨時、アルバイト、派遣社員、契約社員などと称するいわゆる非典型労働者という数が物すごい勢いで増えている、こういう状況ですね。これはもう小泉構造改革の下で物すごい勢いで増えている、この事実がもう明確であります。一方で、二極分解の反対側、上層の部分の企業でいうならば、例えば一番よく取り上げられるトヨタ自動車などの自動車産業や銀行等の一時金に見られるように、大企業の正社員では年間総額では大きく回復をしてくている、こういう状況も今日出てきています。

人事院の民間賃金実態調査というものもこうした部分も当然正しく反映をすべきなんだろうと思いますが、そこで、人事院はこれまでどういう規模の企業、どういう社員というものを調査をしてきているのか、改めて確認の意味でお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(山野岳義君) 現行の民間給与実態調査でございますが、全産業の従業員から、個人業種、家族従業員、それから企業の役員、それからまた国、地方公共団体、農林業等の従事者を除いた中で、企業規模百人以上、事業所規模五十人以上の事業所に勤務する正社員を対象として実施しているところでございます。

○又市征治君 済みません、大体どのぐらいの労働者の数を調べているんですか。

○政府参考人(山野岳義君) 全体の事業所の中から、今申し上げました事業所の中から抽出いたしました約八千の事業所を調べておりまして、調査いたします従業員数にいたしますと約三十六万人でございます。

○又市征治君 人事院は日本最大の、かつ最も精密な調査機関だと、こう別名言われるわけですが、そういう点で、労働基本権を制約された公務員労働者の賃金であるとか労働条件というのはその調査結果を無条件的に適用する、こういう仕組みになっているわけでありまして、そういう点でいえば、今御指摘されたように、こうした事業所あるいは規模数、こういったものをしっかりとやっぱり調査をいただいていかないと、本当の意味でこれだけの規模の公務員の参考にする意味がないんではないかと思っております。

そこで、総裁に改めて確認をいたしますけれども、今年の民間賃金実態調査は従来どおりの企業規模で、かつ正社員についてきちっと調査を行われるのかどうか、その点について改めてお伺いをします。

○政府特別補佐人(佐藤二郎君) ただいま局長がお答えした企業規模と事業所の規模でございますけれども、これは昭和三十九年に採用されて以来、いわゆる会社組織の民間企業に勤務する正社員の過半数をカバーしているということで関係方面に定着している数字ではないかというふうに思っております。

ただ、過去には、景気が良かった時代には、人材確保の面からもうちよつと企業規模を上げたら

どうかとかいう御議論もあつたやに聞いておりますし、昨今のように景気が悪くなると、もっと小さい企業まで調べるといふ御意見もございます。

ただ、この企業規模というのは、私ども民間調査の際の最も基本となる基準でございまして、時々景気の状態によつてこれを頻りに変えるといふのは私ども適當ではないといふふうに思っております。したがしまして、今年の調査に関しても従来どおりの企業規模と事業所規模で調査をしていきたいと思っております。

それから、いわゆる非正規職員を調査するかどうかという問題でございすけれども、現段階では、私はやはり常勤の国家公務員の比較対照になるものとしては正社員が適切ではないかといふふうに思っております。

ただ、今御指摘のように、民間企業では非正規社員の割合が非常に増えているようでございすし、またいろんな、非正規職員にしろいろいろな勤務形態があるやに聞いておりますので、今年の民間企業調査の際にその実態について調査をして、その上で改めて関係方面の御意見を聞いてまいりたいといふふうに思っております。

○又市征治君 昨年と同じ企業規模、常勤の労働者の実態を調べると、三十九万人に及ぶこういう状況を調べて反映することですから、しっかりとやりたいたしたいと思います。

最近、自治体の使用者側から見しても、大変頭が痛い、こういうことがよく聞こえてきます。これからポスト団塊の世代で人口が減少に入つて、人材確保問題というのが大変大きな問題になってくる、こう言っているわけですね。ただでさえ給与格差で人材が首都圏や都市部へ逃げがちなのに、とにかく公務員の賃金下げろ下げろの大合唱がある。

こういう格好の中で、先ほど申し上げたように、自治体、使用者側にとつてみても、そこに働く職員の側にしても、本来ならば、人事院勧告あるいは人事委員会勧告に基づいてやられるべきものがそういう形でかなり大幅に削り込みをやつて

いる、こういう格好になつていくわけで、こういう格好の中で、やはり今後の中というならば、そういう雰囲気がどんどんつくられてくると、地方への、先ほど秋田県の例を申し上げたけれども、地方経済への影響、さらには地方の企業全体の人材確保を危うくするものだ、こういう実は指摘がなされてきている。

こういうことについてもやはり考えていくべきだということをお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(木村仁君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(木村仁君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、南野知恵子君及び景山俊太郎君が委員を辞任され、その補欠として松村祥史君及び北川イツセイ君が選任されました。

○委員長(木村仁君) これより討論に入ります。意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行います。

反対理由の第一は、財源不足対策について政府の責任を放棄していることです。

来年度の財源不足は、交付税の法定額の六三％に相当する七兆五千二百二十九億円と見込まれております。こうした事態は十一年間も連続しており、本来なら、法六条の三第二項の規定に従つて、国の責任で財源不足の全額を負担する制度の改正又は交付税率の変更を行わなくてはなりません。ところが、政府は財源不足額を国と地方で半分ずつ補てんする、この折半方式を交付税法の制度改正と強弁し続けていることです。

第二は、地方団体に地方自治債の増発を強要していることです。

○一年に導入された財源不足額の一部を赤字地

方債、臨時財政対策債で補てんする方式も継続されておられ、来年度も三兆二千二百三十一億円の発行が予定されています。元々このやり方は、赤字地方債が地方団体の自前の借金で財源調達をするものだから財源不足の補てん方法としては採用できないとされていたものです。交付税は地方の固有の共有財源であり、これを赤字地方債の償還に充てようとするようなやり方は許されません。国の責務が果たされていないことは明白です。加えて、地方財政法で原則禁止となつてゐる赤字地方債を財源不足対策に利用することは二重に脱法的手法であり、容認できません。

第三は、本法案はいわゆる三位一体改革関連法案であります。その看板とは裏腹に、実際には国の歳出削減が優先されたものとなつています。

国庫補助負担金は、削減額一兆七千六百八十一億円に対し、税源移譲は六三％にすぎません。しかも、公共事業の補助金にメスを入れるべきところ、削減対象の中心は裁量の余地が少ない義務教育費と国民健康保険であり、公教育や社会保障に対する国の責任を放棄するもので、許されません。

以上申し上げて、反対討論を終わります。

○又市征治君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

反対理由の第一は、改革の中心たるべき税源移譲について、二年間で三兆円を目標しながら、二〇〇四年度の六千億円を含めても実質一兆八千億円の税源移譲しかないことです。反面、国民健康保険に対する新たな都道府県負担の創設など、地方が望んでいない新たな補助金削減も押し付けられています。

反対理由の第二は、二〇〇四年度交付税の大幅削減が地方自治体の猛烈な批判を浴びたため、今回は一般財源の総額を確保したと宣伝していますが、これでは二〇〇四年度で交付税と臨時財政対策債で合計二兆八千億円削減された分を全く回復していないため、地方財政の深刻さは改善

されていないことです。とりわけ、交付税のうち一兆円は、実は二〇〇四年度の国税増収に伴う分であり、本来、二〇〇四年度中に自治体に交付されるべきものです。これの繰越しにより二〇〇五年度分を確保したと称するのは、自治体固有の財源である交付税を財務、総務両省間の取引材料としてもあそぶ行為と言わねばなりません。

反対理由の第三は、後年度の地方交付税で措置すると言われていた既往の臨時財政対策債の元利償還分について、改めて新たな臨時財政対策債で背負わせるタコ足食い状態が蔓延し、常態化していることです。これは自治体への将来の負担転嫁となり、予算措置上の約束違反です。

反対理由の第四は、地方六団体が、地方交付税を政府の政策誘導の手段として用いることは今後、順次縮小するべきで、あわせて、新たにこうした制度を設けたり拡大したりしないようにと批判しているのに、交付税の単位費用算定について、二〇〇四年度に続いて、二〇〇五年度は経営努力が報われる算定という恣意的な査定が加わることです。

最近、総務省は、人口にして三分の一の市町村が交付税を不要になるような交付税改革を唱えています。ただし、これは税源移譲によつて実現するべきで、かつ、それで生じる交付税の余裕分は弱小市町村に重点配分すべきで、需要額の力によつて見掛けの収支を均衡させ、交付税財源を政府が召し上げるような改悪であつてはなりません。

補助金削減の連動にとどまらず、更なる自主権拡充のための税源移譲に向けて、政府と自治体の協議機関を設置することを提案し、討論を終わります。

○委員長(木村仁君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(木村仁君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木村仁君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(木村仁君) 行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題といたします。

山根君から発言を求められておりますので、これを許します。山根隆治君。

○山根隆治君 私は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議(案)

政府は、地方分権の推進に関する国会決議等を十分踏まえ、地域主権型社会にふさわしい税財政システムを確立するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、公共サービスは住民の身近において提供されるべきであり、地方分権改革の推進は、国・地方を通ずる政府の効率化にも資するとの観点から、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金改革及び地方交付税の見直しに係る真の改革を確実に実現することにより、地方公共団体の歳入・歳出面にわたる自由度を一層高め、権限と責任を大幅に拡充するための具体的方針を早急に策定すること。

また、具体的方針の策定に当たっては、国と地方の信頼関係の維持に一層の配慮を行い、地方の参画を拡充するとともに、地方の総意を真摯に受け止め、地域の実情を十分反映したものとなるよう、特段の努力を行う

こと。

二、義務教育費等の負担の在り方等については、国庫補助負担金の廃止・縮減が税源移譲に直結するものであり、改革の実現を左右する重要課題でもあることから、役割分担に応じた財源負担の原則に基づき、単なる地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性拡大に結びつく積極的改革に取り組むとともに、必要な一般財源の確保を図ること。

三、地方交付税については、地方公共団体の自助努力による効率化も促しつつ、地方歳出の見直しを進めるとともに、財源保障機能及び財源調整機能を堅持しつつ、地方公共団体の財政運営に必要な所要額の安定的・持続的確保を図ること。

また、税源移譲に伴う地方公共団体の財政力格差について万全の措置を講ずるとともに、財源の中長期的な安定確保を図るための抜本的な方策を検討すること。

四、巨額の借入金残高が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることにかんがみ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保しつつ、地方財政の健全化を進めること。

なお、累積する臨時財政対策債の元利償還については、万全の措置を講ずること。

また、交付税特別会計借入金については、具体的かつ的確な措置を講ずることにより、速やかに借入金残高が増高しない状況とする

こと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(木村仁君) ただいまの山根君の提出の決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(木村仁君) 多数と認めます。よって、本決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定しました。

ただいまの決議に対し、麻生総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。麻生総務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(木村仁君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本放送協会関係の付託案件の審査及び行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、日本放送協会の役員等を参考人として、今期国会中、必要に応じて随時出席を求めたいと存じますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(木村仁君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(木村仁君) 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) 日本放送協会の平成十七年度の収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第三十七条第二項の規定に基づきまして、総務大臣の意見を付して国会に提出するものであります。

まず、収支予算について、その概要を御説明させていただきます。

一般勘定事業収支につきましては、事業収入が六千七百二十四億円、事業支出が六千六百八十七

億円となっております。事業収支差金三十七億円の全額を債務償還に使用することといたしてあります。

一般勘定資本収支につきましては、資本収入、資本支出がともに八百二十六億円となっております。また、建設費が七百八十九億円となっております。

次に、事業計画につきましては、特に、国民・視聴者の信頼回復に向けて、経営委員会の強化を図りつつ、再生に向けた体制・組織の改革等を柱とした抜本的改革に取り組むことのほか、地上デジタル放送の推進と普及発達等が盛り込まれております。

資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てたものであります。

総務大臣の意見につきましては、一連の不祥事に係る信頼回復に向けた取組の途上にあつて、十七年度収支予算等は、受信料収入が前年度予算を下回る厳しい状況となり、また、引き続き、受信料の公平負担等の観点から将来に向けて改善されるべき点がありますが、再生・改革に向けた各種措置を盛り込むとともに、収支均衡予算を堅持しており、やむを得ないものと認めるといたしております。

また、公共放送の原点に立ち返った一層豊かで質の高い放送番組の充実、災害・緊急報道体制の強化や放送のデジタル化に関する取組等についてはおおむね適当なものと認めるといたしてあります。

その上で、特に、一連の不祥事及びこれに伴い受信料の支払保留等の状況が生じていることについて、憂慮すべきことであり、誠に遺憾、再生・改革に向けて、あらゆる取組を組織を挙げて全力で推進し、国民・視聴者の信頼の早期回復に努める必要があるとの見解を付し、さらに、収支予算等の実施に当たり、受信契約の締結の徹底等、特に配慮すべき八点を付記しているものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら

んことをお願いを申し上げます。

○委員長(木村仁君) 次に、日本放送協会から説明を聴取いたします。橋本日本放送協会会長。

○参考人(橋本元一君) たゞいま議題となっております日本放送協会の平成十七年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、御説明申し上げます。

平成十七年度の事業運営に当たりましては、一連の不祥事を深く反省し、視聴者の皆様の信頼回復に向け、全組織を挙げて再生・改革に取り組んでいく所存でございます。

事業運営の基本となる放送サービスにおきましては、公共放送の原点に立ち返り、公正で迅速なニュースや、心を和らげ、だれもが安心して見ることのできる質の高い番組を放送するとともに、デジタル放送の普及発展に先導的な役割を果たしてまいります。

また、視聴者の皆様の声に真摯に耳を傾け、業務運営に的確に反映するとともに、コンプライアンス活動の強化と業務全般にわたる抜本的な見直しにより、効率的で透明性の高い業務運営を徹底し、視聴者の皆様に理解され、信頼される公共放送を実現してまいります。

あわせて、公共放送の自主・自立を支える受信料制度への理解促進を図るとともに、受信契約の増加と収入の確保に努めてまいります。

次に、建設計画におきましては、地上デジタルテレビジョン放送やハイビジョン放送のための設備の整備などを積極的に実施いたします。

以上の事業計画に対応する収支予算につきましては、一般勘定の事業収支におきまして、受信料などの収入六千七百二十四億四千万円、国内放送費などの支出六千六百八十七億二千万円を計上しております。事業収支差金三十七億一千万円につきましては債務償還に使用することとしております。また、資本収支につきましては、支出において、建設費など総額八百二十六億一千万円を計上し、収入には、それに必要な財源として、減価償却資金など総額八百二十六億一千万円を計上して

おります。

最後に、資金計画につきましては、収支予算及び事業計画に基づいて、資金の需要及び調達を見込んだものでございます。

以上、平成十七年度収支予算、事業計画及び資金計画につきましてそのあらましを申し述べましたが、今後の事業運営に当たりましては、再生・改革に向けたこれらの施策を一つ一つ誠実に着実に実行し、一日も早く視聴者の皆様の信頼を回復していく所存でございます。

委員各位の変わらざる御協力と御支援をお願いし、あわせて、何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(木村仁君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ることとし、これにて散会いたします。

午後零時五十六分散会

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、郵政民営化に反対し、郵政事業を国営で維持・発展させることに関する請願(第四三六号)

第四三六号 平成十七年三月十一日受理

郵政民営化に反対し、郵政事業を国営で維持・発展させることに関する請願

請願者 北海道深川市八条二ノ五 安藤

義春 外十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成17年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成17年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成17年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成17年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減することとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減することとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各期間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は長期借入金金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を資本収入の減

価償却資金受入れの減額に充当し、本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する放送債券償還積立資産への繰入れ、長期借入金金の返還又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を長期借入金金の減額、又は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第11条 本予算中、資本収入において予定する長期借入金は放送債券に替えることができる。

第12条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に経費の支出に充てることができる。

第13条 アナログ周波数変更対策の実施に対する給付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、アナログ周波数変更対策に経費の支出に充てることができる。

第14条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関連ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

平成17年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款		項	金 額
事業収入	受	信	672,444,692
	付	収	647,835,329
	交	入	2,290,494
	副	入	8,900,000
	財	入	3,100,869
事業支出	特	収	500,000
	別	入	9,818,000
	収	入	668,725,692
	送	費	275,214,694
	納	費	7,572,067
事業収入	国	費	64,022,368
	際	費	2,214,211
	放	費	4,269,719
	送	費	9,071,992
	納	費	138,319,991
事業支出	受	与	
	託	与	
	業	与	
	務	与	
	等	与	

退職手当・厚生費	57,249,801
共通経費	13,693,012
減価償却費	72,769,000
特別支出費	15,736,837
予備費	4,592,000
予備費	4,000,000
事業収支差金	3,719,000

事業収支差金の内訳

(単位 千円)

資本支出充当37億1,900万円については、債務償還のために使用する。	3,719,000
-------------------------------------	-----------

(資本収支)

(単位 千円)

款		項	金 額
資本収入	事	業	82,619,000
	業	収	3,719,000
	収	支	72,769,000
	支	出	2,807,000
	出	入	3,324,000
資本支出	建	設	82,619,000
	設	費	78,900,000
	債	金	2,600,000
	券	金	1,119,000
	償	金	0
資本収入	長	期	
	借	入	
	入	金	
	金	返	
	還	金	

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,626億2,669万2千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,641億3,369万2千円であり、経常収支差金は、△15億700万円である。

(受託業務等勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款		項	金 額
事業収入	受	託	955,000
	業	務	
	等	収	
	収	入	
	入	金	

100件以上	300円
--------	------

ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 団体一括支払における割引額

契 約 種 別	割 引 額
衛 星 カ ラ ー 契 約 衛 星 普 通 契 約 特 別 契 約	すべての契約件数を対象に、 契約件数1件あたり 月額 250円

平成 17 年 度 事 業 計 画

1 計 画 概 説

平成17年度の日本放送協会の事業運営にあたっては、視聴者の信頼回復に向け、全組織を挙げて再生・改革に取り組む。

事業運営の基本となる放送サービス面では、公共放送の原点に立ち返り、公正で迅速な報道や豊かで質の高い番組の放送を行うとともに、デジタル放送の普及発展に先導的な役割を果たしていく。

あわせて、人々が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、災害・緊急報道体制を引き続き強化し、国内外の大規模な災害の発生に際しては、被災者を支援し、被災地の復興に資する取組を、放送を通じて継続的に行う。

また、視聴者一人ひとりに支えられている公共放送として、視聴者の声に真摯に耳を傾け、これを業務運営に的確に反映するとともに、コンテンツアランス(法令遵守)活動の強化と業務全般にわたる根本的な見直しにより、効率的で透明性の高い業務運営を徹底し、視聴者に理解され、信頼される公共放送を実現していく。

同時に、協会の主たる経営財源である受信料の重みを深く認識し、公共放送の自主・自立性を支える受信料制度への理解を促進するとともに、受信契約の増加と収入の確保に努める。

(1) 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大やサービスの充実に向けた設備の整備を行う。

また、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、中波放送局の建設及びテレビジョン放送、FM放送の受信状況の改善を行うとともに、緊急報道のための設備の整備等を行う。

(2) 放送番組については、人々の生命・財産を守ることを最優先に、災害・緊急報道体制を一層強化し、公正での確かつ迅速なニュース・情報番組の充実を図るとともに、人々の共感を呼ぶ多様で質の高い番組の放送に努める。

あわせて、インド洋大津波のような地球規模の災害に際しては、国際的な視野に立ち、海外総支局のネットワークを生かし、的確かつ迅速な情報の提供に努める。

また、地上デジタルテレビジョン放送については、ハイビジョン放送を積極的に行うことを中心に、デジタル放送の特性を生かした多様なサービスを実施するとともに、順次、視聴可能地域を拡大し、その普及促進を図る。

さらに、教育放送、地域放送及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図るほか、第20回冬季オリンピック・トリノ大会の放送番組を特別編成するとともに、放送開始80年及び2005年日本国際博覧会(愛・地球博)に関連した番組の編成と事業を実施する。

(3) 国際交流と相互理解の促進に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を確かつ迅速に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の充実を図る。あわせて、地球規模の災害に際しては、公共放送として国際貢献に努める。また、国際放送開始70年に関連した番組の編成と事業を実施する。

(4) 受信料の公平負担の徹底を目指し、営業活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 協会に対する視聴者の理解を促進し信頼を回復するため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者と直接向き合い意見や疑問に答える場を大幅に拡充するなど、交流・対話活動を強化し、視聴者の意向の把握と業務への的確な反映に努める。

(6) 調査研究については、デジタル放送技術の高度化など新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(7) 給与については、役員報酬及び職員給与の削減を行うとともに、要員体制の効率化を推進する。

(8) 放送法第9条第3項に基づき実施する会館施設等の一般供用、貸貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(9) 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。

(10) 受信料で支えられる公共放送であることを深く認識し、業務全般にわたる点検と根本的な経費の見直しを行う。また、情報公開に一層積極的に取り組み視聴者に対する説明責任を果たしていくとともに、高い倫理意識・公金意識の確立や内部管理体制の改革などコンテンツアランス(法令遵守)活動を強化し、効率的で透明性の高い業務運営を行う。

2 建 設 計 画

建設計画については、衛星放送施設の整備に53億8,900万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に271億1,800万円、放送会館の整備に116億7,600万円、放送番組設備の整備に294億8,600万円、研究施設の整備等に52億8,100万円、総額789億円をもって施行する。

(1) 衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送の送出設備の整備など衛星放送設備の整備を行う。これらに要する経費は、53億8,900万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大に向けた送信設備の整備を行う。また、外国電波混信等による難視聴の解消を図るため、テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、254億7,800万円である。 (3) ラジオ放送網整備計画 外国電波による混信等の受信状況を改善するため、中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行う。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、16億4,000万円である。 (4) 放送会館整備計画 放送会館については、岡山、沖縄及び福島の放送会館の建設を完了するとともに、鹿児島、徳島及び秋田の放送会館の整備を行う。また、老朽の著しい放送会館を整備するための調査等を行う。 (5) 放送番組設備整備計画 地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能地域の拡大や携帯端末向け放送の開始に向けた送出設備の整備を行う。 また、非常災害時における緊急報道のための設備を整備するとともに、ハイビジョン放送のための設備の整備を行う。さらに、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。 (6) 研究施設、一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。 (7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、35億5,400万円である。 3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア 番組関係 イ 地上テレビジョン放送 地上テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、航空取材体制の強化等により、災害など緊急時の放送に万全を期するとともに、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、文化・教養番組及び娯楽番組等の調和ある編成を行う。番組内容については、日本が直面する課題や視聴者の広範な関心に的確かつ迅速にこたえる大型番組を新たに編成するとともに、視聴者との結びつきを一層強化するため、視聴者の声に直接答える番組、視聴者参加番組及び公開番組の充実を図る。あわせて、視聴者の多様な知的関心にこたえる番組を充実する。また、国内外の大規模な災害の発生に際しては、被災者を支援し、被災地の復興に資する取組を、放送を通じて継続的に行う。 デジタル総合テレビジョンは、総合テレビジョンと同じ内容の番組をハイビジョンで同時に放送することを基本としつつ、総合テレビジョンの番組の先行放送など一部で独自編成を行うとともに、複数の番組を同時に放送するマルチ編成をスポーツ中継等において随時行う。	教育テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、少年少女の知的好奇心にこたえる番組を充実するとともに、デジタル技術やインターネットを活用し、学習環境を豊かにする新しい学校教育番組を開発する。あわせて、視聴者の幅広い興味にこたえる教養番組を充実するとともに、長時間の福祉関連番組の編成を随時行う。 デジタル教育テレビジョンは、教育テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送することを基本とし、ハイビジョン制作によるハイビジョン放送を推進するとともに、定時のマルチ編成の内容を充実する。 (イ) 衛星テレビジョン放送 デジタル衛星ハイビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、自然・芸術番組をはじめ、娯楽・スポーツ番組や多彩な分野の特集番組など、高画質・高音質のハイビジョンの魅力を発揮した番組やデジタル放送の特性を生かした双方向番組等を充実し、その普及促進を図る。 衛星第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、日本と世界の出来事をいち早く的確に伝えるニュース・情報番組を強化するとともに、視聴者の関心の高い国内外のスポーツ番組やドキュメンタリー番組を編成する。 衛星第2テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、地域に密着した公開番組や国内外の名作映画など、娯楽番組や芸術・文化番組等の充実を図る。 衛星ハイビジョンにおいては、デジタル衛星ハイビジョンと同じ内容の番組を同時に放送する。また、デジタル衛星第1テレビジョン及びデジタル衛星第2テレビジョンにおいては、それぞれ衛星第1テレビジョン及び衛星第2テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送する。 (ウ) ラジオ放送 ラジオ第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供し、聴取者の親しみやすい放送を目指すとともに、災害など緊急報道に的確かつ迅速に対応するため柔軟な編成を行う。 ラジオ第2放送は、1日20時間を基本とした放送時間とし、語学講座番組や教養番組等の生涯学習番組の充実を図る。また、外国語によるニュースなど在外外国人向けの番組を編成する。 FM放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かして、クラシック音楽をはじめ多様な分野の音楽番組を中心に編成する。また、災害など緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行うなど、地域向けのメディアとしてきめ細かな情報を提供する。 (エ) 地域放送 総合テレビジョンの夕方時間帯を中心に、地域に密着したきめ細かなニュース・生活情報を提供するとともに、地域の課題と向き合い、地域文化の継承や創造に役立つ番組の充実に努める。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30
---	---

分、F M放送で1日1時間50分を基本とする。また、地域から全国への情報発信を積極的に推進する。 さらに、京都府、奈良県、滋賀県、三重県、和歌山県、静岡県、宮城県、秋田県、山形県、岩手県、福島県及び青森県において地上デジタルテレビジョン放送を開始し、デジタル総合テレビジョンにおいては、地域向け番組と全国向け番組を同時に放送するマルチ編成等を随時行う。	とともに、海外の日本人に多様な情報を確かつ迅速に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。また、地球的規模の災害に際しては、海外の日本人に関する情報を伝えるとともに、各国の視聴者に対して外国語による災害関連情報を提供する。 テレビジョン国際放送については、1日24時間の放送時間とし、アジア情報を中心としたニュース・情報番組の強化や英語による情報発信の拡充を図るとともに、海外での安全に役立つ情報を的確に伝える。このほか、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日7時間程度の放送時間で実施する。
(ウ) 補完放送等 補完放送については、デジタル総合テレビジョンのデータ放送では、地域と全国のニュース・気象情報やきめ細かな地域生活情報等を提供するとともに、デジタル教育テレビジョンのデータ放送では、健康や教育など放送の特性を生かした情報を提供する。また、衛星デジタルテレビジョンのデータ放送では、ニュース・気象情報等の提供や、双方向機能の活用など番組と連動したサービスを行う。聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送は、テレビジョン放送の一部の番組で行い、生放送番組を中心に拡充を図る。また、視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。このほか、テレビジョン文字放送及びF M文字放送において、ニュース等の各種情報を提供する。携帯端末向け放送については、諸条件が整えば、平成17年度中の開始も含めて準備を取り進める。 地上デジタル音声放送については、東京、大阪における実用化試験放送に、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。	ラジオ国際放送については、1日65時間の放送時間とし、一般向け放送においては、日本や世界の最新の動向や海外での安全に役立つ情報を的確に伝えるニュース・情報番組の充実や、国際理解を促進する情報番組の充実を図るとともに、地域向け放送においては、日本や世界の最新の動向を伝える情報番組を充実する。 これらに要する経費は、総額75億7,206万7千円となり、ラジオ国際放送の送信施設の補修の実施等により、前年度72億6,057万8千円に対して、3億1,148万9千円の増額となる。
(エ) 補完放送等 地上デジタル音声放送については、東京、大阪における実用化試験放送に、デジタル放送の特性を生かした番組を提供する。 インターネットによるサービスについては、放送番組の周知や災害関連情報の提供等を行うほか、放送番組を補完するサービスとして、ニュース・気象等の放送番組の二次利用による情報や教育分野等の放送番組の関連情報を提供する。放送番組の二次利用として、地上デジタルテレビジョンのデータ放送を補完するサービスを実施する。 海外の放送事業者等への放送番組の提供については、日本から世界に向けて幅広い分野の映像情報を発信し、放送番組の国際交流に努めるとともに、海外の日本人への情報提供を行う。	(3) 契約収納 受信料の公平負担の徹底を目指し、受信料制度に対する一層の理解促進を図るとともに、全組織を挙げて、多様で効果的・効率的な営業活動を展開し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。 これらに要する経費は、総額640億2,236万8千円となり、前年度638億5,598万5千円に対して、1億6,638万3千円の増額となる。
(オ) 補完放送等 地上デジタル音声放送については、放送番組の周知や災害関連情報の提供等を行うほか、放送番組を補完するサービスとして、ニュース・気象等の放送番組の二次利用による情報や教育分野等の放送番組の関連情報を提供する。放送番組の二次利用として、地上デジタルテレビジョンのデータ放送を補完するサービスを実施する。 海外の放送事業者等への放送番組の提供については、日本から世界に向けて幅広い分野の映像情報を発信し、放送番組の国際交流に努めるとともに、海外の日本人への情報提供を行う。 放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。 これら番組関係に要する経費は、番組制作に1,966億5,582万8千円、番組の編成企画等に165億3,254万3千円で、総額2,131億8,837万1千円である。	(4) 受信対策 受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、デジタルテレビジョン放送の受信を促進するための積極的な普及活動を行う。 これらに要する経費は、総額22億1,421万1千円となり、前年度21億8,138万3千円に対して、3,282万8千円の増額となる。
イ 技術関係 放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。 これら技術関係に要する経費は、620億2,632万3千円である。 以上により、国内放送費総額は、2,752億1,468万4千円となり、効率的な番組制作の推進等により、前年度2,805億5,791万3千円に対して、53億4,321万9千円の減額となる。	(5) 広報 協会に対する視聴者の理解を促進し信頼を回復するため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者と直接向き合い意見や疑問に答える場を大幅に拡充するなど、交流・対話活動を強化し、視聴者の意向の把握と、業務への的確な反映に努める。また、デジタルテレビジョン放送の発展に向け、その普及促進を図る。 これらに要する経費は、総額42億6,971万9千円となり、前年度35億7,196万7千円に対して、6億9,775万2千円の増額となる。
(2) 国際放送 諸外国へ日本の実情を的確かつ迅速に伝え、経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献す	(6) 調査研究 放送技術の研究については、放送と通信の連携サービスなどデジタル放送発展のための研究開発を行うとともに、スーパーハイビジョン(走査線4000本級超高精細映像システム)など将来の放送サービスに向けた基盤技術の研究開発等を行う。 放送番組の研究については、国民生活時間調査や、携帯電話を用いた視聴率調査を実施するなど、視聴者の意向の的確な把握を行うとともに、デジタル時代の放送サービスに関する研究など放送番組の向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額90億7,199万2千円となり、前年度91億6,918万6千円に対して、9,719万4千円の減額となる。

(7) 給 与

役員報酬及び職員給与の削減を行うとともに、要員体制の効率化を推進する。
これに要する経費は、総額1,383億1,999万1千円となり、前年度1,412億716万1千円に対して、28億8,717万円の減額となる。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、総額572億4,980万1千円となり、前年度574億9,746万7千円に対して、2億4,766万6千円の減額となる。

(9) 共 通 管 理

共通管理については、効率的な業務の推進等により、総額136億9,301万2千円となり、前年度138億9,363万円に対して、2億61万8千円の減額となる。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。
これらに係る収入は9億5,500万円、支出は8億2,500万円である。

(11) アナログ周波数変更対策

地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。
これに係る収入は特別収入24億円、支出は特別支出24億円である。

(12) 信頼回復に向けた業務運営の改革

視聴者の信頼回復に向け、受信料で支えられる公共放送であることを深く認識し、業務全般にわたる点検と抜本的な経費の見直しを行う。さらに、視聴者に対する説明責任を果たすため、公表対象を拡大するなど、情報公開に一層積極的に取り組む。あわせて、職員の倫理意識の向上や公金意識の徹底に努めるとともに、外部監査法人と連携し、不正防止のため、経理審査及び監査体制の強化や内部統制システムの改革を図るなど、コンプライアンス(法令遵守)活動を強化し、一層効率的で透明性の高い業務運営を徹底する。

また、新たに設置した事務局機能を十分に活用して、経営委員会を強化するとともに、業務運営の「約束」を公表し、その達成状況を視聴者や外部の有識者が評価するシステムを導入する。

さらに、受信料体系のあり方、公共放送の役割等について、広く議論、検討する外部の有識者懇談会を設置する。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成17年度	平成16年度	増	減
年度 初 頭 契 約 件 数	24,029,000	24,582,000	△	553,000
年度 内 新 規 契 約 件 数	1,916,000	1,533,000		383,000
年度 内 解 約 件 数	2,189,000	2,086,000		103,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	△ 273,000	△ 553,000		280,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成17年度	平成16年度	増	減
年度 初 頭 免 除 件 数	1,201,000	1,156,000		45,000
年度 内 新 規 免 除 件 数	104,000	104,000		0
年度 内 解 約 件 数	58,000	59,000	△	1,000
年度 内 増 加 免 除 件 数	46,000	45,000		1,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成17年度	平成16年度	増	減
年度 初 頭 契 約 件 数	345,000	372,000	△	27,000
年度 内 新 規 契 約 件 数	0	4,000	△	4,000
年度 内 解 約 件 数	27,000	31,000	△	4,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	△ 27,000	△ 27,000		0

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成17年度	平成16年度	増	減
年度 初 頭 免 除 件 数	37,000	38,000	△	1,000
年度 内 新 規 免 除 件 数	1,000	1,000		0
年度 内 解 約 件 数	3,000	2,000		1,000
年度 内 増 加 免 除 件 数	△ 2,000	△ 1,000	△	1,000

(3) 衛星カラー契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成17年度	平成16年度	増	減
年度 初 頭 契 約 件 数	12,311,000	11,908,000		403,000
年度 内 新 規 契 約 件 数	992,000	872,000		120,000
年度 内 解 約 件 数	489,000	469,000		20,000
年度 内 増 加 契 約 件 数	503,000	403,000		100,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成17年度	平成16年度	増	減
年度 初 頭 免 除 件 数	70,000	64,000		6,000
年度 内 新 規 免 除 件 数	11,000	10,000		1,000
年度 内 解 約 件 数	4,000	4,000		0
年度 内 増 加 免 除 件 数	7,000	6,000		1,000

(4) 衛星普通契約
有料契約見込件数

区	分	平成 17 年度	平成 16 年度	増	減
年度 初 頭 契 約 件 数		25,000	28,000	△	3,000
年度 内 新 規 契 約 件 数		0	1,000	△	1,000
年度 内 解 約 件 数		3,000	4,000	△	1,000
年度 内 増 加 契 約 件 数		△ 3,000	3,000		0

(5) 特別契約
有料契約見込件数

区	分	平成 17 年度	平成 16 年度	増	減
年度 初 頭 契 約 件 数		9,000	9,000		0
年度 内 新 規 契 約 件 数		0	0		0
年度 内 解 約 件 数		0	0		0
年度 内 増 加 契 約 件 数		0	0		0

(参考 1)

有料契約見込総数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数		24,029,000	345,000	12,311,000	25,000	9,000	36,719,000
年度 内 増 加 契 約 件 数		△ 273,000	27,000	503,000	△ 3,000	0	200,000
年度 末 契 約 件 数		23,756,000	318,000	12,814,000	22,000	9,000	36,919,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数		264,000	6,000	66,000		336,000
年度 内 増 加 契 約 件 数		2,000	0	3,000		5,000
年度 末 契 約 件 数		266,000	6,000	69,000		341,000

(参考 2)
支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数		4,356,000	18,688,000	985,000	24,029,000
年度 内 増 加 契 約 件 数		△ 191,000	△ 82,000	0	△ 273,000
年度 末 契 約 件 数		4,165,000	18,606,000	985,000	23,756,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数		188,000	71,000	5,000	264,000
年度 内 増 加 契 約 件 数		0	1,000	1,000	2,000
年度 末 契 約 件 数		188,000	72,000	6,000	266,000

(2) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数		74,000	255,000	16,000	345,000
年度 内 増 加 契 約 件 数		△ 9,000	△ 18,000	0	△ 27,000
年度 末 契 約 件 数		65,000	237,000	16,000	318,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪 問 集 金	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数		6,000	6,000
年度 内 増 加 契 約 件 数		0	0
年度 末 契 約 件 数		6,000	6,000

(3) 衛星カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度 初 頭 契 約 件 数		808,000	9,698,000	1,805,000	12,311,000

年度内増加契約件数	101,000	152,000	250,000	503,000
年度末契約件数	909,000	9,850,000	2,055,000	12,814,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度	初頭契約件数	22,000	42,000	2,000	66,000
年度	内増加契約件数	1,000	2,000	0	3,000
年度	末契約件数	23,000	44,000	2,000	69,000

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度	初頭契約件数	4,000	20,000	1,000	25,000
年度	内増加契約件数	△ 1,000	△ 2,000	0	△ 3,000
年度	末契約件数	3,000	18,000	1,000	22,000

(5) 特別契約

区	分	口座振替	継続振込	合計
年度	初頭契約件数	4,000	5,000	9,000
年度	内増加契約件数	0	0	0
年度	末契約件数	4,000	5,000	9,000

5 要員計画

区	分	要員数
事業運営関係	係	11,658人
建設	係	193
合	計	11,851

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内30人の純減を見込んだものである。

平成17年度資金計画

1 資金計画の概要

平成17年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額7,094億1,477万2千円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額7,089億6,854万1千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,478億3,532万9千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,453億1,552万2千円を予定する。

長期借入金については、33億2,400万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金79億2,024万6千円、国際放送関係等交付金収入22億9,049万4千円、有価証券の売却307億4,000万円、受取利息その他の入金198億2,451万円を見込む。

以上により入金額は、総額7,094億1,477万2千円である。

3 出金の部

事業経費5,681億5,457万円、建設経費789億円、長期借入金の返還11億1,900万円、放送債券償還積立資産への繰入れ26億円、有価証券の購入352億円、支払利息その他の出金224億9,497万1千円を合わせ出金額は、総額7,089億6,854万1千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1	前期末資金有高	58,357,000	96,320,464	72,224,230	98,894,929	—
2	入	230,641,073	128,482,817	218,324,641	131,966,241	709,414,772
	受信料	214,911,610	112,039,064	205,888,178	112,476,670	645,315,522
	長期借入金	0	0	0	3,324,000	3,324,000
	固定資産売却代金	1,241,321	1,200,321	4,278,283	1,200,321	7,920,246
	交付金収入	573,603	572,297	573,604	570,990	2,290,494
	有価証券売却	8,700,000	11,440,000	2,000,000	8,600,000	30,740,000
	受取利息その他の入金	5,214,539	3,231,135	5,584,576	5,794,260	19,824,510

3	出 金	192,677,609	152,579,051	191,653,942	172,057,939	708,968,541
	事業経費	161,970,845	122,658,374	152,225,182	131,300,169	568,154,570
	建設費	16,780,747	14,701,558	22,039,939	25,377,756	78,900,000
	長期借入金返還	1,119,000	0	0	0	1,119,000
	放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	2,600,000	2,600,000
	有価証券購入	7,900,000	9,000,000	11,800,000	7,000,000	35,700,000
	支払利息その他の支出	4,907,017	6,219,119	5,588,821	5,780,014	22,494,971
4	期末資金有高	96,320,464	72,224,230	98,894,929	58,803,231	—

日本放送協会平成17年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成17年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成17年2月
総 務 大 臣

日本放送協会平成17年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見
日本放送協会(以下「協会」という。)の平成17年度の収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)については、協会において一連の不祥事に係る国民・視聴者の信頼回復に向けた取組を進める途上にあつて、受信料収入が6,478億円にとどまり、平成16年度収支予算に比して72億円の減となつており、また、受信料の公平負担等の観点からみて将来に向けて改善されるべき点がある。しかしながら、業務全般にわたる改革の推進や視聴者との結びつきの強化等、協会の再生・改革に向けた各種措置を盛り込むとともに、放送サービスの質を確保しつつ、一層効率的な業務運営を推進すること等により収支均衡予算を堅持しているところであり、やむを得ないと認める。
また、公共放送の原点に立ち返った一層豊かで質の高い放送番組の充実、災害・緊急報道体制の強化、地上デジタル放送の推進等に関する取組については、おおむね適当なものと認める。

平成16年度、協会の職員による経費の不正支出、私的流用、不適切な経理処理等の不祥事が相次いで発覚したことは、国民・視聴者の協会に対する信頼を損なうものであり、また、これに伴い、受信料の支払い保留等の状況が生じていることは、我が国の放送の重要な一翼を担う公共放送としての社会的責任にかんがみ、憂慮すべきことであり、誠に遺憾である。

協会においては、改めて事態を厳粛に受け止め、国民・視聴者の負担する受信料により維持運営される公共放送としての社会的責任を深く認識し、協会の再生・改革に向けあらゆる取組を組織を挙げて全力で推進し、国民・視聴者の信頼の早期回復に努める必要がある。また、受信料の公平負担の確保に向けた取組を徹底するとともに、我が国の放送の発展等に資するべく協会の目的を著実に遂行し、国民・視聴者の負託に応えることが必要である。
このため、協会は、収支予算等の実施に当たり、特に下記の点に配慮すべきである。

記

1 協会の再生・改革に向けて、収支予算等に盛り込んだ経営委員会の強化、業務全般にわたる改革の推進とそれらの中でのコンプライアンス(法令遵守)活動やその一環としての審査・監査体制の強化、職員の倫理意識の向上と公金意識の徹底、積極的な情報公開及び視聴者との結びつきの強化等に係る各種措置の推進にとどまらず、今後とも協会が公共放送の原点である豊かで、かつ、良い放送番組の放送の一層の充実等により国民・視聴者の負託に応えるべく、組織を挙げて更なる効果的な措置を検討し、全力で推進すること。また、その取組状況を国民・視聴者に公表、説明すること。
なお、これらの措置の検討・実施状況等を踏まえ、必要な場合には、所要の検討を行うものとする。

2 地上デジタルテレビジョン放送について、2011年のデジタル放送への全面移行に向け、各地域における早期開始、中継局の速やかな開設、デジタル技術の特性を活かした高度な放送サービスの実現、国民・視聴者に対する周知・広報等に率先して取り組むとともに、衛星デジタルテレビジョン放送の普及を推進し、放送のデジタル化を先導すること。
3 放送番組の編集に当たっては、多様化する国民生活にあつて、公共放送に対する要望を満たすとともに、我が国の文化の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。特に報道番組については、正確かつ公平な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えるとともに、災害その他の緊急事態における報道体制を充実・強化し、高齢者、障害者、外国人等災害弱者に配慮しつつ、被災者等に役立つ正確かつよりきめ細やかな情報の迅速な提供に努めること。

また、視聴覚障害者のための、字幕放送や解説放送等の計画的な拡充に努めること。
4 デジタル技術の特性を活かした、放送サービスの充実・強化に資する放送技術の研究開発、放送番組の向上等に資する調査研究等を通じ、我が国の放送及びその受信の進歩発達に貢献すること。
5 国際社会における我が国に対する理解を深め、かつ、広めるとともに、在外邦人の期待に応える

ため、国際情勢を踏まえた適時・適切な情報提供、多言語番組の一層の充実に取り組むとともに、国際放送の海外受信状況や国際放送に対する要望の把握とその反映に努めることにより、国際放送を効果的・効率的に推進すること。

また、ハイビジョン技術の普及を進めるとともに、アジア・太平洋地域の国々への災害・緊急報道に関連したノウハウと情報の提供を行うなど、我が国の公共放送として世界の放送の発展に寄与すること。

6 協会の保有する放送番組等については、コンテンツ流通市場の育成の観点からその利活用を図ること。その際には、受信料を主な財源として放送を行うこと等を目的とする特殊法人としての適正性を確保するとともに、透明性及び公平性に留意すること。

7 受信契約の締結の徹底については、一連の不祥事の影響に伴い、平成16年度、契約総数が前年度に比較して減少する事態となっていることを踏まえ、国民・視聴者の信頼の早期回復に向けた取組を進めつつ、受信料の公平負担等の観点から、未契約世帯等の解消に向け、収支予算等に盛り込んだ措置はもとより、効果があがると見込まれる措置について抜本的に検討し、組織を挙げて全力で取り組むこと。

なお、今後における未契約世帯等の解消が十分に期待されると認められない場合には、所要の検討を行うものとする。

8 受信料を主な財源とする特殊法人としての国民・視聴者に対する説明責任を全うする観点から、協会自身はもとより協会の子会社等の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めるとともに、業務委託及び調達について、契約・経理処理手続の適正化と審査・管理体制の強化及び競争契約の原則の徹底を図り、一層透明性の高い事業運営を推進すること。

また、業務全般を不断に見直し、その一層の合理化を効果的かつ適正に進めること。

平成十七年四月六日印刷

平成十七年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B